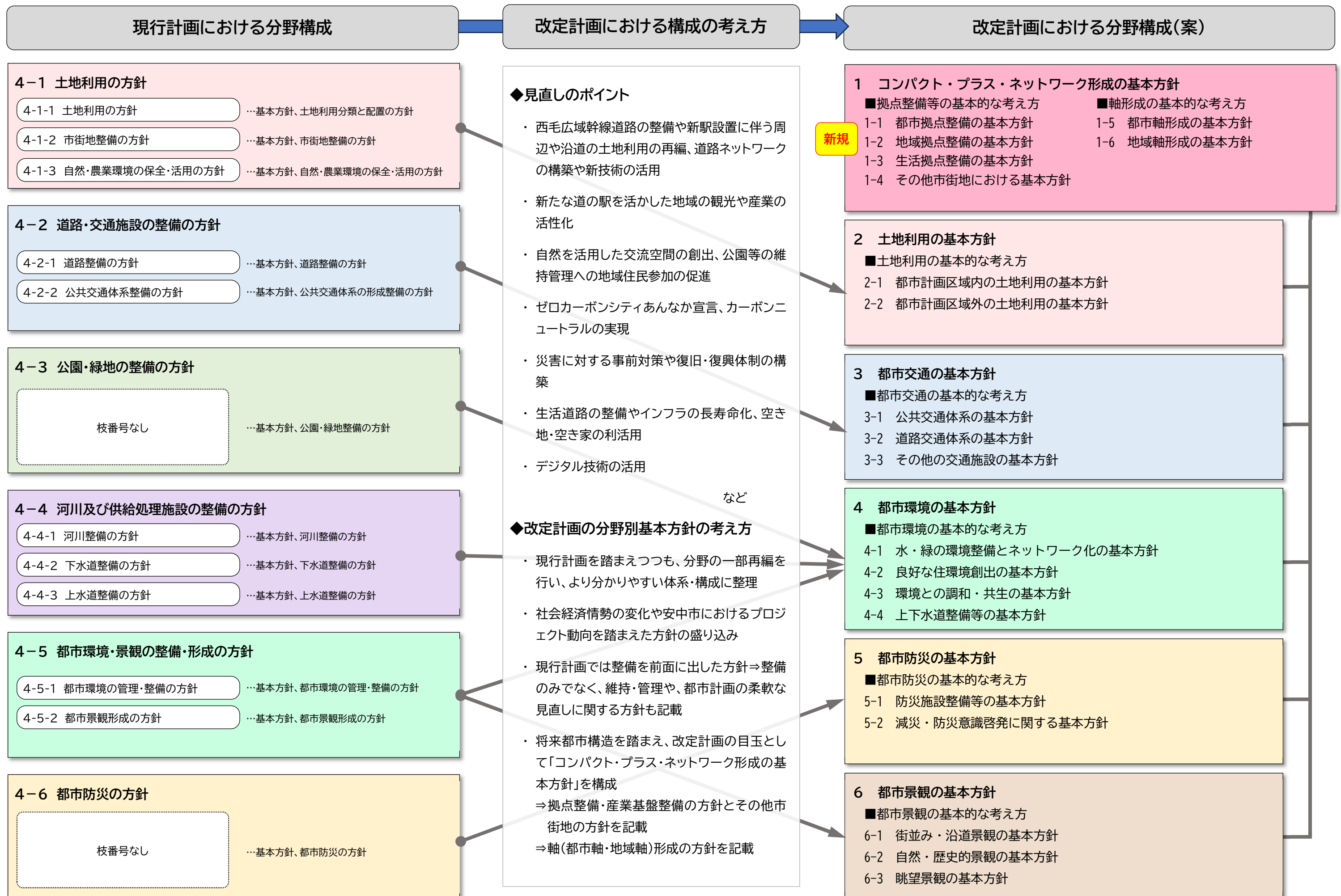




1. コンパクト・プラス・ネットワーク形成の基本方針

<基本的な考え方>

■拠点整備等の基本的な考え方	【参考】現行計画における記載
少子高齢化や人口減少の進行に対応したコンパクト・プラス・ネットワークの都市構造を確立し、安心・安全で利便性の高い市街地の形成を図るため、都市拠点、地域拠点及び生活拠点における生活利便施設等の都市機能の適切な立地誘導を図るとともに、都市活力の維持・向上を図るための産業基盤整備、またその他の市街地における良好な市街地環境整備を進めます。	【市街地整備の基本方針】 ・都市の人口減少と地域社会の高齢化に対応して、都市拠点地区や地域生活拠点地区を核としたコンパクトで誰もが使いやすく住みやすい市街地の形成を図るため、低未利用地を活用する都市機能の集約配置と、都市機能を支える系統的かつ地域の特性を活かした基盤整備を進めます。 ●拠点地区における都市機能の集約再配置、機能更新 →都市拠点地区・地域生活拠点地区などの都市の拠点を形成する地区については、公共公益施設、地域の生活利便施設の集約再配置、機能更新を重点的に進めます。また、施設機能・土地利用の更新と連動して、周辺地域や最寄りの鉄道駅と連絡する幹線道路や土地の高度利用を支え特色ある交流空間となる街路・広場などの基盤整備を計画的に推進します。 →一団の既存工場用地・工業団地に隣接する幹線道路沿道の産業拠点地区や、都市拠点地区に新規に整備される幹線道路の沿道地区については、工業・流通業務系の産業機能の誘導を図るため、産業系街区を形成する計画的な市街地整備を促進します。 →広域観光交流ゾーンに位置する市街地については、旧街道沿道の街並みなど地域の歴史的資源を活かして広域交流が育まれるよう、交流の場となる道路・広場や訪れる人の利便に供する駐車場・休憩所の整備、商店街の環境整備など、一体的で特色ある市街地整備を推進します。 ●誰もがまちに出やすいユニバーサルデザインの都市機能・都市環境の整備 →多くの人々が利用し、地域の暮らしを支援する機能を持つ拠点的な施設や公営住宅の機能更新整備、拠点地区の道路などの基盤整備については、ユニバーサルデザインによる施設・環境の整備に努め、高齢者や障害者をはじめ誰もが使いやすい市街地環境、都市機能を形成します。 ●施設跡地など低未利用地を活用する市街地の更新整備 →既成市街地の更新整備については、公共公益施設や産業施設用地の集約再配置にともない生じた施設跡地を、交流・福祉などの拠点施設や都心居住施設の複合施設用地、交流や防災の機能を有する広場などの用地として有効活用していきます。 →空き地となった民有地や空き家となった民家については、市街地防災、防犯上の問題に対応して必要な管理を促進する空き家対策を検討します。また、所有者や地権者の協力を得て、市街地居住に向けた住替えのための住宅や地域福祉施設への転用など、市街地整備への活用を図ります。 ●整備事業の計画的な連鎖と土地利用の規制誘導による着実な整備実現 →地区の面的・系統的な基盤整備については、土地区画整理事業、工業団地造成事業などの面的市街地整備事業、幹線道路の整備に併せた沿道街区の整備誘導、計画的な開発誘導、小規模連鎖型の事業といった多様な手法を、地域の特性に合わせて検討し、段階的かつ着実に市街地整備を進めます。
■軸形成の基本的な考え方	【参考】現行計画における記載
少子高齢化や人口減少の進行に対応したコンパクト・プラス・ネットワークの都市構造を確立し、安心・安全で利便性の高い交通環境を形成するため、基幹的な幹線道路の整備と地域の生活を支える生活幹線道路の整備及び維持管理を進め、自動車・歩行者交通の安全性・円滑性・利便性の向上を図ります。 また、幹線道路及び主要な生活道路においては、交通機能を確保するためのネットワーク化を推進するとともに、幹線道路の機能を活かした、幹線道路沿道の適切な土地利用を推進します。 さらに、幹線道路及び主要な生活道路を活かし、自動車に依存しなくても移動することができる公共交通ネットワークの形成を図ります。	－

<基本方針>

大項目	中項目	小項目	基本方針	【参考】ポイント、キーワード	地域資源等	【参考】現行計画における記載
1-1 都市拠点整備の基本方針	■安中市役所・安中駅周辺	－	安中市役所・安中駅周辺においては、枢要な公共公益施設や生活利便施設等の高次都市機能の集約再配置、機能更新を重点的に進めるとともに、安中駅や、設置が予定されている新駅の交通結節点としての機能の強化と公共交通の利便性向上を図り、市民をはじめ多くの来訪者が交流し賑わう都市拠点を形成します。 また、既存市街地等におけるまちのまとまりを維持・形成するために、緩やかな居住誘導を図るとともに、災害リスクの低減・回避による安全性確保、道路等の都市基盤施設の整備、安全・安心な市街地環境を創出するためのユニバーサルデザイン化やバリアフリー化を推進します。 安中市役所については、交流・福祉などの拠点施設やまちなか居住施設の複合施設用地、交流や防災の機能を有する広場・公共的駐車場などの用地として有効活用するなど、移転後の跡地利用について多角的な観点から検討し、市街地の再整備を推進するとともに、都市拠点としての機能向上を図ります。 安中南地区においては、様々な手法を活用した「あたらしいまちづくり」を進め、良好な住環境の創出を図ります。 西毛広域幹線道路（都市計画道路3・6・10南北中央幹線）沿道については、都市の生活利便性の向上と職場の確保に資する流通業務系の産業機能の立地誘導を図るため、産業系街区を形成する計画的な開発整備を促進し、都市拠点としての機能拡充を図ります 旧中山道安中宿・安中城址（現安中文化センター）周辺の市街地については、歴史的建造物や街並みを資源として活用し、周辺都市や他地区と連携して広域観光交流を促進するまちづくりを推進します。	・信越線新駅の設置、新駅周辺など、秩序ある新たな都市的土地利用の検討 ・拠点性を高めるための都市機能（中枢機能）の集約 ・まちなか居住の促進 ・公共交通のターミナルまたは乗り換え機能の充実 ・多様な人が交流する都市空間形成 ・バリアフリー化（ユニバーサルデザイン化） ・安中南地区における「あたらしいまちづくり」、地区計画によるまちづくり ・安中市役所の跡地利用	安中市役所（現・移転後） 安中駅 新駅 国道18号 西毛広域幹線道路（都市計画道路3・6・10南北中央幹線） 安中宿 安中城址（現安中文化センター）	【拠点地区市街地の再整備（都市拠点地区）】 ・ 枢要な公共公益施設、高次の都市機能が集積し、都市の交通が集中する市役所周辺からJR信越本線安中駅にかけての「都市拠点地区」については、公共公益施設やまちなか居住に資する公営住宅の集約再配置、機能更新を重点的に進めます。また、集約再配置によって生じた施設跡地を、交流・福祉などの拠点施設やまちなか居住施設の複合施設用地、交流や防災の機能を有する広場・公共的駐車場などの用地として有効活用するなど、市街地の再整備を推進します。 ・ 市街地の再整備、人の集まる施設の更新・整備については、道路・歩道の拡充、ユニバーサルデザインによる歩行空間整備を促進し、高齢者や障害者をはじめ誰もが使いやすい市街地環境、都市機能を形成します。 ・ 安中駅の交通結節機能を高める周辺道路・広場・公共的駐車場などの整備や広域都市圏と都市拠点を連絡する国道18号、西毛広域幹線道路（都市計画道路3・6・10南北中央幹線）の整備と連動して、適正な沿道整備を計画的に図ります。 【新市街地の開発整備】 ・ 市役所周辺の都市拠点地区の市街地に隣接する西毛広域幹線道路（都市計画道路3・6・10南北中央幹線）沿道については、都市の生活利便性の向上と職場の確保に資する流通業務系の産業機能の立地誘導を図るため、産業系街区を形成する計画的な開発整備を促進し、都市拠点地区の都市機能の拡充を図ります。 【拠点地区市街地の再整備（広域観光交流ゾーンの拠点地区）】

分野別基本方針（案）

大項目	中項目	小項目	基本方針	【参考】ポイント、キーワード	地域資源等	【参考】現行計画における記載
						・ 広域観光交流の拠点となり地域生活の支援機能も併せ持つ旧中山道安中宿・安中城址（現安中文化センター）周辺及び旧中山道松井田宿の市街地については、歴史的建造物や街並みを資源として活用し、周辺都市や他地区と連携して広域観光交流を促進する取組みを進めます。また、街並みの保存整備と併せて、訪れる人々の地域との交流の場となり、その利用に供する道路・広場・公共的駐車場・休憩所などの基盤施設や商店街の環境整備を促進します。
1-2 地域拠点整備の基本方針	■松井田・西松井田駅周辺	－	松井田・西松井田駅周辺においては、日常生活に必要な生活サービス機能の誘導を積極的に図るとともに、松井田駅の交通結節点としての機能の強化と公共交通の利便性向上を図り、都市拠点を補完する地域拠点を形成します。 また、既存市街地等におけるまちのまとまりを維持・形成するために、緩やかな居住誘導を図るとともに、災害リスクの低減・回避による安全性確保、道路等の都市基盤施設の整備、安全・安心な市街地環境を創出するためのユニバーサルデザイン化やバリアフリー化を推進します。 旧中山道松井田宿周辺の市街地については、歴史的建造物や街並みを資源として活用し、周辺都市や他地区と連携して広域観光交流を促進するまちづくりを推進します。	・ 日常生活に必要な都市機能の集約 ・ 居住の促進 ・ 公共交通の乗り換え機能の充実 ・ バリアフリー化（ユニバーサルデザイン化）	松井田駅 西松井田駅 松井田宿	【 拠点地区市街地の再整備（地域生活拠点地区） 】 ・ 原市・礪波地域の地域生活拠点を構成する原市交差点周辺、ＪＲ信越本線礪波駅周辺と松井田地域の地域生活拠点を形成する松井田駅・西松井田駅周辺の市街地については、駅の交通結節機能を高める周辺道路・広場・公共的駐車場などの整備や、地区の幹線道路・主要生活道路の整備と連動して、適正な沿道整備と沿道建築物の更新整備を計画的に図ります。 【 拠点地区市街地の再整備（広域観光交流ゾーンの拠点地区） 】 ・ 広域観光交流の拠点となり地域生活の支援機能も併せ持つ旧中山道安中宿・安中城址（現安中文化センター）周辺及び旧中山道松井田宿の市街地については、歴史的建造物や街並みを資源として活用し、周辺都市や他地区と連携して広域観光交流を促進する取組みを進めます。また、街並みの保存整備と併せて、訪れる人々の地域との交流の場となり、その利用に供する道路・広場・公共的駐車場・休憩所などの基盤施設や商店街の環境整備を促進します。
1-3 生活拠点整備の基本方針	■原市交差点・礪波駅周辺		原市交差点・礪波駅周辺においては、災害リスクの低減・回避により安全性を確保するとともに、日常生活に必要な生活サービス機能の誘導や公共交通の利便性の向上により、地域生活を支える生活拠点を形成します。 また、既存市街地や団地等におけるまちのまとまりを維持・形成するために、緩やかな居住誘導を図るとともに、道路等の都市基盤施設の整備や、安全・安心な市街地環境を創出するためのユニバーサルデザイン化やバリアフリー化を推進します。 礪波駅に近接した礪波温泉の市街地においては、隣接する碓氷川の自然環境・景観を活かしつつ、温泉街としてのたたずまいを演出しながら、宿泊・滞在ができる観光交流の場としてのまちづくりを推進します。	・ 日常生活に必要な都市機能の集約 ・ 居住の促進 ・ 公共交通の乗り換え機能の充実 ・ バリアフリー化（ユニバーサルデザイン化）	原市交差点 礪波駅 礪波温泉 碓氷川	【 拠点地区市街地の再整備（地域生活拠点地区） 】 ・ 原市・礪波地域の地域生活拠点を構成する原市交差点周辺、ＪＲ信越本線礪波駅周辺と松井田地域の地域生活拠点を形成する松井田駅・西松井田駅周辺の市街地については、駅の交通結節機能を高める周辺道路・広場・公共的駐車場などの整備や、地区の幹線道路・主要生活道路の整備と連動して、適正な沿道整備と沿道建築物の更新整備を計画的に図ります。 【 拠点地区市街地の再整備（広域観光交流ゾーンの拠点地区） 】 ・ 礪波駅北側に広がる礪波温泉の市街地については、隣接する碓氷川の河川自然環境・景観を活かし、温泉街としてのたたずまいを演出する特色あるデザインによる道路環境整備、空き地・空き家を活用する広場などの整備を一体的に促進し、宿泊・滞在ができる観光交流拠点としての機能更新、拡充を図ります。
	■横川駅周辺	－	横川駅周辺においては、横川駅、また上信越自動車道横川ＳＡや建設予定の道の駅等を活用した地域活性化や公共交通の利便性の向上、歴史・文化資源を活かした特徴的な市街地環境の形成など、様々な手法による生活拠点機能の創出と維持について検討します。 また、災害リスクの低減・回避により安全性を確保するとともに、安全・安心な市街地環境を創出するためのユニバーサルデザイン化やバリアフリー化を推進します。	・ 歴史・文化資源を活かした特徴的な住環境の形成 ・ 公共交通の乗り換え機能の充実 ・ バリアフリー化（ユニバーサルデザイン化）	横川駅 道の駅	
	■安中榛名駅周辺	－	安中榛名駅周辺においては、高台に位置する新幹線駅のある特徴的な立地環境を有効に活かし、日常生活に必要な生活サービス機能の誘導を図るとともに、既存市街地や団地等におけるまちのまとまりを維持・形成するために緩やかな居住誘導と公共交通の利便性の向上を図り、落ち着いたある生活拠点の形成を図ります。 また、災害リスクの低減・回避により安全性を確保するとともに、安全・安心な市街地環境を創出するためのユニバーサルデザイン化やバリアフリー化を推進します。	・ 日常生活に必要な都市機能の集約 ・ 新幹線駅の活用と落ち着いたある住環境の形成 ・ 公共交通の乗り換え機能の充実 ・ バリアフリー化（ユニバーサルデザイン化）	安中榛名駅	
1-4 その他市街地における基本方針	■その他市街地	－	都市拠点、地域拠点及び生活拠点周辺の市街地においては、生活道路の整備や狭あい区間の改良を推進するなど、良好な住環境の形成と防災性の改善・向上を図ります。	・ その他市街地における生活利便性の確保		【 既成住宅市街地の環境改善整備 】 ・ 道路等の基盤施設の系統的整備が不十分のまま、既に住宅が建て込んでいる住宅市街地については、地区幹線道路の整備を推進するとともに、幹線道路に至る主要生活道路の狭あい区間の市道改良整備や「安中市狭あい道路の整備に関する要綱」の運用による建築時の壁面後退の誘導などにより、住宅地の居住環境、防災性の改善、向上を図ります。 ・ 市街地縁辺部にあって既に一定の住宅の建て込みが見られ、公共下水道計画区域に含まれている地区については、公共下水道整備と連動した道路の拡幅整備などにより市街地の基盤を整え、用途地域の指定により周辺田園環境と調和した低層住宅地としての居住環境の改善及び保全を図ります。
1-5 都市軸形成の基本方針	■東西幹線軸	－	東西幹線軸である国道１８号、旧中山道及びＪＲ信越本線においては、道路・鉄道機能の維持・向上を図ります。また、市街地エリアや田園・集落エリアなど、東西幹線軸周辺のエリアの特性や状況に応じ、周辺の自然環境等にも配慮しながら生活の利便性を高める都市機能の立地誘導を図るとともに、良好な街並み景観の形成を図ります。	・ 国道１８号及び国道１８号バイパスの整備・維持管理と沿道における適切な土地利用	ＪＲ信越本線 国道１８号	
	■西毛広域軸	－	西毛広域軸である西毛広域幹線道路（都市計画道路３・６・１０南北中央幹線）においては、前橋方面と富岡方面をネットワークする幹線道路として整備を促進します。また、市街地エリアや田園・集落エリアなど、西毛広域軸周辺のエリアの特性や状況に応じ、生活の利便性を高める都市機能のほか、都市の活力を高める商業施設等の立地誘導を図るとともに、周辺の自然環境等にも配慮した、良好な街並み景観の形成を図ります。	・ 西毛広域幹線道路の計画的な整備と沿道における適切な土地利用	市役所 西毛広域幹線道路都市計画道路３・６・１０南北中央幹線	【 新市街地の開発整備 】 ・ 市役所周辺の都市拠点地区の市街地に隣接する西毛広域幹線道路（都市計画道路３・６・１０南北中央幹線）沿道については、都市の生活利便性の向上と職場の確保に資する流通業務系の産業機能の立地誘導を図るため、産業系街区を形成する計画的な開発整備を促進し、都市拠点地区の都市機能の拡充を図ります。
1-6 地域軸形成の基本方針	■地域軸	－	都市軸を補完する地域軸においては、都市拠点、地域拠点及び生活拠点を相互に連携する幹線道路の整備・維持管理を図るとともに、市街地エリアや田園・集落エリアなど、地域軸周辺のエリアの特性や状況に応じ、住環境や自然環境と調和した沿道土地利用を進めます。	・ 都市拠点、地域拠点及び生活拠点を連携する幹線道路の整備・維持管理と沿道の適切な土地利用		

2. 土地利用の基本方針

<基本的な考え方>

■土地利用の基本的な考え方	【参考】現行計画における記載
本市では、良好な市街地の形成と無秩序な開発の抑制による緑豊かな自然環境の保全を図るため、市街地においては用途地域等の、また郊外や既存集落地等においては特定用途制限地域等の都市計画法に基づく土地利用制度を適切かつ有効に活用します。 市街地においては、立地適正化計画に基づいて都市機能の誘導や居住の誘導を適切に行うとともに、低・未利用地の利活用を進めます。また、用途地域等の地域地区を基本としつつ、地区計画等の地区レベルのきめ細かなまちづくりの推進などにより、地区の特性に応じた秩序ある土地利用の実現と良好な市街地環境を創出します。	【土地利用の基本方針】 ・妙義山・榛名山に連なる山地の「山林自然環境エリア」、山地・丘陵とその狭間に碓氷川の多くの支流が形成した小規模な平地からなる「田園集落エリア」、碓氷川中下流の沿岸平地の国道18号沿道に形成された「市街地エリア」の3つのエリアに大別される都市の基本的な土地利用構造を踏まえて、山林・農地などの自然的土地利用と宅地の都市的土地利用の調和を基本とした土地利用を図ります。 ・土地の有効利用により都市機能の集約化・立地の適正化を図り、身近な職場となる産業系土地利用を拡充して、誰もがまちに出ていきいきと活動する土地利用構造を構築します。 ・誰もが安心して住み続けることができるよう、土地の管理を促進し、地域特性に即した有効利用を図ることにより、土地の荒廃、都市環境の悪化を抑制します。 ●自然的土地利用と都市的土地利用の調和 →山林自然環境エリア、田園集落エリアについては、山林・農地などの自然的土地利用を保全し、都市的土地利用を抑制します。また、市街地エリアについても、用途地域の指定や地区計画などの土地利用に係るルールの策定により周辺の自然環境・農業環境と調和する土地利用を誘導します。 →田園集落エリアにおける一定の建物密度を有する集落地を含む地区については、建築物・敷地の安全性や集落の生活利便性・防災性の向上を図るため、都市計画の施行を検討します。 →用途地域外の田園集落エリアについては、無秩序な都市的土地利用、開発・宅地化を防止し、良好な自然環境・農業環境を保全するため、環境阻害の恐れのある用途の建築物を制限して、用途地域内への計画的な立地を誘導する特定用途制限地域などの制度の適用を検討します。 →市街地縁辺部で既に一定の建物密度を有し公共下水道の整備が行われる地区については、系統的な道路整備を促進しつつ、用途地域の指定などにより、周辺の田園集落環境と調和する土地利用の誘導を図ります。 ●拠点地区市街地における都市機能の利便性を高める土地利用の更新、再編 →都市拠点地区・地域生活拠点地区など都市の拠点を形成する地区については、広域的な連携に配慮しつつ地区に求められる都市機能の維持、更新、拡充に向けて、土地の有効利用・高度利用による公共公益施設、商業・業務施設、都市型居住施設などの土地利用、集約再編を進めます。 ●職住近接の土地利用構造の維持・発展 →誰もが働きやすく、いきいきとした活動と交流が育まれる都市を目指して、身近な職場となり交流の場となる産業用地を確保し、機能増進を図ります。 →磯部温泉の市街地については、碓氷川沿岸の自然的土地利用との調和を図りつつ空き地などの低未利用地を活用し、温泉施設や商業・娯楽施設など観光客を対象とした都市機能の更新、拡充を図ります。 →既存の大規模工場用地、工業団地の工業生産機能の増進を図り、それに隣接する幹線道路沿道地区、広域自動車交通の利便性の高い幹線道路沿道地区に既存の工業機能と連携する工業・流通系の産業機能の立地集積を図ります。市街地縁辺部における産業系土地利用の誘導にあたっては、用途地域の指定、地区計画などにより、幹線道路及び沿道の整備と周辺環境に調和する産業系土地利用を計画的に誘導します。 ●幹線道路沿道土地利用の整序 →枢要な都市機能が連担し都市軸を形成する国道18号など、土地利用の変化が著しい幹線道路沿道については、用途地域の指定、特別用途地区などにより、自動車利用者に供する沿道サービス施設、周辺地域住民の生活支援施設などによる沿道土地利用を計画的に誘導します。 ●低未利用地、施設跡地の活用と適正管理 →地域社会の高齢化、産業構造の変化や施設の更新整備・統廃合により発生し、防犯・防災、環境衛生、景観などへの様々な阻害要因となる恐れのある施設跡地、空き地・空き家については、土地の有効利用、都市機能の集約化の観点から、地域の特性に沿った市街地整備への活用を図ります。また、建築物・敷地の安全性の確保の観点から、土地・家屋の適正な維持管理を促進し、地域の環境悪化、魅力と活力の低下を防止します。

<基本方針>

大項目	中項目	小項目	基本方針	【参考】ポイント、キーワード	地域資源等	【参考】現行計画における記載
2-1 都市計画区域内の土地利用の基本方針	(1) 都市的土地利用の基本方針	①低層住宅地	田園集落地に隣接する市街地縁辺部において既に一定の住宅の建て込みが見られる地区については、低層の住宅市街地と位置づけ、系統的な基盤整備を進めるとともに、緑豊かでゆとりのある戸建住宅地の土地利用の形成を図ります。 歴史的建造物や由緒ある寺社を含む閑静な街並みが残されている地区については、低層で低密度の土地利用を誘導し、広域観光交流の資源となる良好な環境や景観を保全します。	・ ゆとりと落ち着きのある（低密度）良好な住環境の維持 ・ 地域の特性に合わせた住宅地と農地の共生		【 低層住宅地 】 ・ 田園集落地に隣接する市街地縁辺部において既に一定の住宅の建て込みが見られる地区については、低層の住宅市街地と位置づけ、系統的な基盤整備を進めるとともに、緑豊かでゆとりのある戸建住宅地の土地利用の形成を図ります。 ・ 歴史的建造物や由緒ある寺社を含む閑静な街並みが残されている地区については、低層で低密度の土地利用を誘導し、広域観光交流の資源となる良好な環境や景観を保全します。
		②中低層住宅地	公営住宅団地周辺や幹線道路沿道などにおける中低層の集合住宅、小規模な店舗、作業所が戸建て住宅と並存し一定の建物の建て込みが見られる住宅地については、中低層住宅地と位置づけ、道路交通の利便性を活かした中密度の住宅地の土地利用を誘導します。	・ ゆとりと落ち着きのある（中密度）良好な住環境の維持 ・ 地域の特性に合わせた住宅地と農地の共生		【 中低層住宅地 】 ・ 公営住宅団地周辺や幹線道路沿道などにおける中低層の集合住宅、小規模な店舗、作業所が戸建て住宅と並存し一定の建物の建て込みが見られる住宅地については、中低層住宅地と位置づけ、道路交通の利便性を活かした中密度の住宅地の土地利用を誘導します。
		③複合市街地	拠点地区や幹線道路沿道において、中小規模の店舗、業務施設、作業所が住宅と並存する既成市街地については、複合市街地と位置づけ、既存の宅地の有効利用・高度利用により、まちなか居住のための集合住宅や生活サービス施設の整備、機能更新を誘導します。	・ 集合住宅や生活サービス施設の整備、機能更新		【 複合市街地 】 ・ 拠点地区や幹線道路沿道において、中小規模の店舗、業務施設、作業所が住宅と並存する既成市街地については、複合市街地と位置づけ、既存の宅地の有効利用・高度利用により、まちなか居住のための集合住宅や生活サービス施設の整備、機能更新を誘導します。
		④拠点商業業務地	都市に枢要な公共公益施設が集中して立地し、国道18号と西毛広域幹線道路（都市計画道路3・6・10南北中央幹線）の2つの広域交通軸が交差する「市役所周辺」については、拠点商業業務地と位置づけ、幹線道路整備と連動した沿道の整備、公共公益施設の集約再編、跡地の有効活用、既存施設建築物の更新、共同化などにより、商業業務機能の集積を進めます。	・ 市役所周辺における公共施設の集約再編、跡地の有効活用、既存施設の更新・共同化 ・ 多様なライフスタイルに対応した都市型住宅の供給 ・ 歩いて楽しいウォーカブルな「まちなか」空間形成	国道18号 西毛広域幹線道路（都市計画道路3・6・10南北中央幹線） 市役所周辺	【 拠点商業業務地 】 ・ 都市に枢要な公共公益施設が集中して立地し、国道18号と西毛広域幹線道路（都市計画道路3・6・10南北中央幹線）の2つの広域交通軸が交差する「市役所周辺」については、拠点商業業務地と位置づけ、幹線道路整備と連動した沿道の整備、公共公益施設の集約再編、跡地の有効活用、既存施設建築物の更新、共同化などにより、商業業務機能の集積を進めます。

分野別基本方針（案）

大項目	中項目	小項目	基本方針	【参考】ポイント、キーワード	地域資源等	【参考】現行計画における記載
		⑤近隣商業地	旧中山道の宿場町の「板鼻宿」「安中宿」「松井田宿」、及び安中駅周辺については、近隣商業地として、旧街道の歩行空間の拡充や空き地・空き家の活用などにより、観光商業機能を含めた店舗の更新、まちなか居住のための都市型住宅への土地利用転換などを促進します。これにより、地域の生活拠点としての機能の増進・再生と、広域観光交流拠点の交流空間としての再整備を進めます。 西毛地域の玄関口に位置し、秋間地区の近隣生活拠点となる「安中榛名駅周辺」については、近隣商業地と位置づけ、商業サービス機能の立地を誘導します。	・ 安中駅周辺、旧中山道宿場町（板鼻・安中・松井田）、安中榛名駅周辺における、観光も含めた店舗等生活サービス施設の誘導・更新 ・ 良好な居住環境の形成と都市型住宅への土地利用転換 ・ 良好な生活・交流空間の創出	板鼻宿 安中宿 松井田宿 安中駅周辺 安中榛名駅周辺	【近隣商業地】 ・ 旧中山道の宿場町の「板鼻宿」「安中宿」「松井田宿」、及び安中駅周辺については、近隣商業地として、旧街道の歩行空間の拡充や空き地・空き家の活用などにより、観光商業機能を含めた店舗の更新、まちなか居住のための都市型住宅への土地利用転換などを促進します。これにより、地域の生活拠点としての機能の増進・再生と、広域観光交流拠点の交流空間としての再整備を進めます。 ・ 西毛地域の玄関口に位置し、秋間地区の近隣生活拠点となる「安中榛名駅周辺」については、近隣商業地と位置づけ、商業サービス機能の立地を誘導します。
		⑥観光商業地	宿泊施設を有する温泉街が形成され広域観光交流拠点となる「碓部温泉街・碓部駅北口地区」については、観光商業地と位置づけ、周辺都市や他地区と連携した広域観光交流の促進に向けて、宿泊機能の増進を図ります。また、空き地・空き家を活用し、温泉街としての風情ある歩行空間の整備や、日帰りや一時滞在に対応する商業・サービス機能の拡充を進めます。 碓氷関所跡と碓氷峠鉄道文化遺産を有し、碓氷峠、坂本宿と連なる「横川駅周辺地区」については、観光商業地と位置づけ、田園集落エリア周辺の自然環境との調和を図りつつ、歴史的遺構・文化遺産を活かす広域観光交流の拠点地区として、周辺都市や他地区との連携の強化と観光商業機能の充実を図ります。	・ 碓部駅周辺・碓部温泉街における宿泊機能の増進 ・ 観光交流を促進する特徴的な空間の創出 ・ 日帰りや一時滞在に対応する商業・サービス機能の拡充 ・ 横川駅周辺における観光商業機能の充実	碓部温泉街 碓部駅北口地区 碓氷関所跡 碓氷峠鉄道文化遺産 碓氷峠 坂本宿 横川駅周辺地区	【観光商業地】 ・ 宿泊施設を有する温泉街が形成され広域観光交流拠点となる「碓部温泉街・碓部駅北口地区」については、観光商業地と位置づけ、周辺都市や他地区と連携した広域観光交流の促進に向けて、宿泊機能の増進を図ります。また、空き地・空き家を活用し、温泉街としての風情ある歩行空間の整備や、日帰りや一時滞在に対応する商業・サービス機能の拡充を進めます。 ・ 碓氷関所跡と碓氷峠鉄道文化遺産を有し、碓氷峠、坂本宿と連なる「横川駅周辺地区」については、観光商業地と位置づけ、田園集落エリア周辺の自然環境との調和を図りつつ、歴史的遺構・文化遺産を活かす広域観光交流の拠点地区として、周辺都市や他地区との連携の強化と観光商業機能の充実を図ります。
		⑦沿道サービス業務地	広域交通が多く、都市の土地利用の背骨となる都市軸を形成する国道18号沿道については、沿道サービス業務地と位置づけ、大量通過交通を対象とした沿道サービス施設と地域生活サービスの一翼を担う商業施設の秩序ある立地と沿道環境・景観の整序を進めます。 都市拠点地区を通る南北方向の広域幹線である西毛広域幹線道路（都市計画道路3・6・10南北中央幹線）の道路整備にともない、その沿道の内、都市拠点地区に位置づけられ、碓氷川右岸に計画的に整備される街区については、周辺土地利用との調和や地域の既存商業機能との融和を図ることを前提として、地域の生活利便と広域的な道路沿道サービスに供される商業・サービス機能、流通・業務機能の計画的な立地を誘導します。	・ 国道18号や西毛広域幹線道路沿道における商業・サービス機能、流通・業務機能の立地誘導	国道18号 西毛広域幹線道路（都市計画道路3・6・10南北中央幹線）	【沿道サービス業務地】 ・ 広域交通が多く、都市の土地利用の背骨となる都市軸を形成する国道18号沿道については、沿道サービス業務地と位置づけ、大量通過交通を対象とした沿道サービス施設と地域生活サービスの一翼を担う商業施設の秩序ある立地と沿道環境・景観の整序を進めます。 ・ 都市拠点地区を通る南北方向の広域幹線である西毛広域幹線道路（都市計画道路3・6・10南北中央幹線）の道路整備にともない、その沿道の内、都市拠点地区に位置づけられ、碓氷川右岸に計画的に整備される街区については、周辺土地利用との調和や地域の既存商業機能との融和を図ることを前提として、地域の生活利便と広域的な道路沿道サービスに供される商業・サービス機能、流通・業務機能の計画的な立地を誘導します。
		⑧工業・流通業務地	市街地縁辺部の一団の既存大規模工場用地、工業団地とそれら既存工業と関連して隣接部に計画的に開発される産業用地については、工業・流通業務地と位置づけ、既存工業機能の増進と活力ある産業機能の誘導を図ります。 田園集落エリアの広域自動車交通の利便性の高い幹線道路沿道で、周辺農業生産環境との調和を図りつつ開発整備される一団の産業用地については、工業・流通業務地と位置づけ、自動車交通利便性を利用して、工業生産・物流・流通業務機能の立地を誘導します。	・ 新たな産業用地の確保 ・ 既存の産業用地の維持		【工業・流通業務地】 ・ 市街地縁辺部の一団の既存大規模工場用地、工業団地とそれら既存工業と関連して隣接部に計画的に開発される産業用地については、工業・流通業務地と位置づけ、既存工業機能の増進と活力ある産業機能の誘導を図ります。 ・ 田園集落エリアの広域自動車交通の利便性の高い幹線道路沿道で、周辺農業生産環境との調和を図りつつ開発整備される一団の産業用地については、工業・流通業務地と位置づけ、自動車交通利便性を利用して、工業生産・物流・流通業務機能の立地を誘導します。
（2）自然的土地利用の基本方針		①沿道環境形成地	広域交通が多く、都市の土地利用の背骨となる都市軸を形成する西毛広域幹線道路（都市計画道路3・6・10南北中央幹線）沿道については、沿道環境形成地と位置づけ、秩序ある土地利用と周辺の自然環境に調和した沿道環境・景観の整序を進めます。	・ 特定用途制限地域等の都市計画手法による、無秩序な宅地開発・宅地利用の防止 ・ 西毛広域幹線道路沿道における商業・サービス機能等の適切な立地		・ －
		②田園集落地	田園集落エリアの碓氷川・九十九川・柳瀬川の中流域沿岸の集落地と介在する農地については、無秩序な宅地利用を抑制し、農業生産環境、集落の生活環境の保全、改善を図ります。 河川上流部の集落地については、市街地と拠点地区との連絡機能を維持・強化して地域コミュニティの維持・活性化を図るとともに、農林業振興施策による山林・農地などの保全管理を促進し、集落環境の荒廃の防止を図ります。	・ 特定用途制限地域等の都市計画手法による、無秩序な宅地開発・宅地利用の防止 ・ 農業生産環境の保全や既存集落における生活環境の保全	碓氷川 九十九川 柳瀬川	【田園集落地】 ・ 田園集落エリアの碓氷川・九十九川・柳瀬川の中流域沿岸の集落地と介在する農地については、無秩序な宅地利用を抑制し、農業生産環境、集落の生活環境の保全、改善を図ります。 ・ 河川上流部の集落地については、市街地と拠点地区との連絡機能を維持・強化して地域コミュニティの維持・活性化を図るとともに、農林業振興施策による山林・農地などの保全管理を促進し、集落環境の荒廃の防止を図ります。
		③自然環境保全・活用地	田園集落エリアの丘陵斜面、河岸段丘面に残され、良好な景観を形成している河川沿岸、丘陵斜面の斜面緑地については、地域制緑地の指定を検討し、その環境・景観の保全、活用を図ります。 広域の林間レクリエーションの場であるゴルフ場、森林環境・文化の体験学習の場である「学習の森周辺」「後閑城址公園」については、周辺山林を含めた環境の保全を図るとともに、アクセス機能の拡充などにより、利用の促進とレクリエーション機能・学習機能の増進を図ります。	・	学習の森周辺 天神山自然の森 後閑城址公園	【自然活用保全地】 ・ 田園集落エリアの丘陵斜面、河岸段丘面に残され、良好な景観を形成している河川沿岸、丘陵斜面の斜面緑地については、地域制緑地の指定を検討し、その環境・景観の保全、活用を図ります。 ・ 広域の林間レクリエーションの場であるゴルフ場、森林環境・文化の体験学習の場である「群馬県野鳥の森・小根山森林公園」「学習の森周辺」「天神山自然の森」「後閑城址公園」については、周辺山林を含めた環境の保全を図るとともに、アクセス機能の拡充などにより、利用の促進と、レクリエーション機能・学習機能の増進を図ります。
2-2 都市計画区域外の土地利用の基本方針	－	①自然環境保全・活用地	上信越高原国立公園・妙義荒船佐久高原国定公園内の山林、国有林・保安林である市域西部の山林自然環境エリアの山林については、自然公園法・森林法により、開発・都市的土地利用を制限し、その土地利用・環境を保全します。 広域の林間レクリエーションの場であるゴルフ場、森林環境・文化の体験学習の場である「群馬県野鳥の森・小根山森林公園」については、周辺山林を含めた環境の保全を図るとともに、アクセス機能の拡充などにより、利用の促進とレクリエーション機能・学習機能の増進を図ります。	・ 山林等自然地の保全と活用	上信越高原国立公園 妙義荒船佐久高原国定公園 群馬県野鳥の森・小根山森林公園	【自然活用保全地】 ・ 上信越高原国立公園・妙義荒船佐久高原国定公園内の山林、国有林・保安林である市域西部の山林自然環境エリアの山林については、自然公園法・森林法により、開発・都市的土地利用を制限し、その土地利用・環境を保全します。 ・ 広域の林間レクリエーションの場であるゴルフ場、森林環境・文化の体験学習の場である「群馬県野鳥の森・小根山森林公園」「学習の森周辺」「天神山自然の森」「後閑城址公園」については、周辺山林を含めた環境の保全を図るとともに、アクセス機能の拡充などにより、利用の促進と、レクリエーション機能・学習機能の増進を図ります。

3. 都市交通の基本方針

<基本的な考え方>

■都市交通の基本的な考え方	【参考】現行計画における記載
本市では、道路や鉄道などの既存の交通基盤を有効に活用しながら、過度に自動車に依存しなくても移動できる都市交通体系を構築します。 誰もが安全・安心・快適に利用できる公共交通環境を創出するため、鉄道・バス・タクシーなどの公共交通サービスの有機的な連携と、利用環境の向上を図ります。また、MaaS など、将来を見据えた新たな公共交通サービスの導入を進めます。 生活や交流など、様々な都市活動を支える道路については、道路の段階構成に応じた交通機能のほか、産業振興・防災対策や快適な生活空間の創出など、道路の多面的な機能が発揮されるよう計画的な整備を図るとともに、適切な維持管理による施設の長寿命化を推進します。 都市計画道路については、道路の必要性の再検証に基づく見直しを推進します。	【道路整備の基本方針】 - 本市と他都市及び市内各地域間を円滑に連絡し、連携を強化する幹線道路網を整備形成するとともに、誰もがいつでも安全で快適に通行できるよう道路機能・道路空間の拡充・改修整備と維持管理を推進します。 - 整備の必要性と効果の高い路線・区間から計画的に道路整備を推進し、既存道路を活かした系統的な道路網を形成します。 ●他都市、他地域との交通連絡の強化、交通の円滑化 →都市間の連絡や産業活動、広域観光交流に資する広域交通ネットワークを構成する幹線道路の整備促進、交通の円滑化による連絡・連携機能の強化により、都市の活力の増進を図ります。 ●大量通過交通の地域の交通、環境に対する影響の軽減 →幹線道路の大量通過交通が地域の生活交通や環境に与える影響を軽減するため、渋滞を緩和する道路の整備・改良、交通安全施設の整備を推進します。 ●地域社会の高齢化に対応する集落・市街地連絡交通路の確保 →高齢化する地域社会の生活交通の利便性を確保するため、市内各地域の集落地と最寄りの市街地・鉄道駅周辺拠点地区を連絡する幹線道路の整備・改良を進めます。 →公共交通の利便性を高め、利用を促進するため、鉄道駅周辺地区については、駅周辺道路の整備、交通結節機能を持つ交通広場や公共的駐車場の整備を促進します。 ●既存幹線道路の改良整備による道路交通機能、交通安全環境の向上 →通学路となっている幹線道路、道路新設整備により交通流動が大きく変化する周辺幹線道路は、重点的に交通安全施設などの道路施設の改良を進め、地域交通の円滑化と歩行者の交通安全を確保します。 ●事業の実現性と効果を推し量った幹線道路網整備の推進 →整備の必要性と整備事業の実現性、整備効果を推測し、幹線道路網の段階的な整備計画の策定を検討するとともに、必要に応じて都市計画道路の計画を見直し、着実に系統的な幹線道路網を形成していきます。 ●幹線道路橋梁の耐震化、道路長寿命化、道路維持管理等による幹線道路機能確保 →幹線道路の橋梁などの耐震化や道路の長寿命化、道路施設の維持管理を推進し、災害時の避難路・救援路など、幹線道路機能の確保を図ります。 ●生活・交流の場としての道路空間の快適性、安全性及びデザインの向上 →広域観光交流ゾーンの道路、広域観光ルートを構成する幹線道路については、バイパス機能を持つ道路整備による自動車交通負荷の低減や、歩道・自転車道の拡充整備、沿道建築物と一体で地域の特色を表現するデザインによる施設整備などにより、交流の場としての道路空間の快適性・安全性の向上を図ります。 →また、「道路里親制度」など、沿道の市民の参加協力を得て、地域の幹線道路の管理、美化を促進します。
	【公共交通体系整備の基本方針】 高齢化する地域社会の生活交通手段を確保し、誰もがまちに出て、いきいきと交流するまちにするため、鉄道・路線バスなどの公共交通を、誰もが快適に利用することができる体系・システムに再構築することにより、公共交通の利用を増進し、都市交通の維持、充実を図ります。 ●地域社会の高齢化に対応する鉄道・路線バス等の公共交通の利便性と快適性の向上 →地域社会の高齢化に対応した、自家用車に頼らない交通手段として、また、地域の歴史文化とふれあえ自然と人にやさしい観光交流の交通手段として、鉄道・路線バスなどの公共交通機関の路線・運行の維持・拡充を図るとともに、交通施設・設備のバリアフリー化を進め、公共交通の利便性・快適性の向上により利用を促進します ●鉄道駅、駅周辺地区の交通結節機能の強化、快適化と鉄道利用の増進 →本市の都市交通体系の骨格となり、地域の歴史文化を象徴し広域観光交流のルートを構成するＪＲ信越本線・北陸新幹線の利用増進を図るため、交通結節機能を持つ鉄道駅施設などの拡充整備、バリアフリー化を促進します。この駅施設や駅前の交通施設の整備にあたっては、地域の玄関口にふさわしい景観や機能を兼ね備えた整備を誘導します。 ●中山間の集落地から最寄鉄道駅までの公共交通手段の確保 →鉄道駅から遠く離れた中山間の集落地については、最寄駅や駅周辺の拠点地区市街地と連絡するバス路線の設定、運行の拡充を検討促進します。また、利用人口の分布状況などの制約により定時定路の公共交通機関の運行が困難な地域については、タクシーの利活用の促進など、他の交通手段の確保と利用システムの確立に努めます。

<基本方針>

大項目	中項目	小項目	基本方針	【参考】ポイント、キーワード	地域資源等	【参考】現行計画における記載
3-1 公共交通体系の基本方針	(1) 鉄道	①JR 信越本線の利便性・快適性の向上と交通結節機能の強化	JR 信越本線の市内各駅の駅舎など駅施設の改修整備、ユニバーサルデザイン化やバリアフリー化を促進するとともに、駅周辺の交通広場、公共的駐車場等の交通結節機能を持つ施設整備を推進し、鉄道利用の利便性・快適性の向上により、鉄道利用を増進します。 乗降客数が多く都市の拠点駅である安中駅については、重点的に都市拠点地区の市街地や枢要な公共公益施設との連絡機能の強化を図ります。また、安中駅～磯部駅間において新駅設置を推進します。 磯部駅や横川駅については、それぞれの地域の顔づくりを念頭に、駅施設や周辺の広場などの改修整備にあたっては、温泉街や鉄道文化遺産と一体となった景観形成や施設整備を図ります。	- 信越本線の適正な維持管理の働きかけ、鉄道とバス等公共交通の乗り継ぎ利便性の維持・向上 - 既存駅舎のバリアフリー化（ユニバーサルデザイン化） - 新駅の整備促進	JR 信越本線 安中駅 磯部駅 横川駅 北陸新幹線	【ＪＲ信越本線市内各駅の駅施設及び駅周辺の広場など改修整備、バリアフリー化】 - JR 信越本線の市内各駅の駅舎など駅施設の改修整備、バリアフリー化を促進するとともに、駅周辺の交通広場、公共的駐車場等の交通結節機能を持つ施設整備を推進し、鉄道利用の利便性・快適性の向上により、鉄道利用を増進します。 - 乗降客数が多く都市の拠点駅である安中駅については、重点的に都市拠点地区の市街地や枢要な公共公益施設との連絡機能の強化を図ります。

分野別基本方針（案）

大項目	中項目	小項目	基本方針	【参考】ポイント、キーワード	地域資源等	【参考】現行計画における記載
						・ 広域観光交流ゾーンの玄関口となる磯部駅、横川駅については、それぞれの地域の顔づくりを念頭に、駅施設や周辺の広場などの改修整備にあたっては、温泉街や鉄道文化遺産と一体となった景観形成や施設整備を図ります。
		②交通需要に応じた鉄道運行、旅客輸送の充実	市民の広域的な通勤通学などの交通需要に的確に応えるよう、ＪＲ信越本線・北陸新幹線について、必要な運行形態や輸送力の確保を要請し、市民の鉄道利用の維持促進に努めます。			【市民の交通需要に応える鉄道運行、旅客輸送の充実】 ・ 市民の広域的な通勤通学などの交通需要に的確に応えるよう、ＪＲ信越本線・北陸新幹線について、必要な運行形態や輸送力の確保を要請し、市民の鉄道利用の維持促進に努めます。
	(2) バス	①交通需要に応じたバス運行の充実とネットワーク化	乗合バスについて、デマンド対応型交通の需要把握を行い、利便性と運行効率の良い路線・運行形態を検討します。また、必要に応じて、定時定路線の運行の見直しを進め、鉄道交通と連携して、地域の特性に即した合理的な公共交通の体系を再構築します。 鉄道駅周辺の道路整備の推進と連動して、一つの鉄道駅から、鉄道から離れた地域を経由して他の鉄道駅に向かう、両方向運行のバス等の路線設定や、鉄道の運行ダイヤとの接続を考慮した運行ダイヤ等を検討し、鉄道交通と一体なった公共交通ネットワークを確立することにより、総合的に公共交通の利便性を高め、利用を増進します。	・ 路線バス等の路線の維持または再編 ・ 待合施設の高度化、ノンステップバスの導入		【路線バス・乗合タクシー等の合理的な路線・運行形態の検討、設定】 ・ 乗合バス・乗合タクシーについて、デマンド対応型交通の需要把握を行い、利便性と運行効率の良い路線・運行形態を検討します。また、必要に応じて、定時定路線の運行の見直しを進め、鉄道交通と連携して、地域の特性に即した合理的な公共交通の体系を再構築します。 ・ 鉄道駅周辺の道路整備の推進と連動して、一つの鉄道駅から、鉄道から離れた地域を経由して他の鉄道駅に向かう、両方向運行のバス等の路線設定や、鉄道の運行ダイヤとの接続を考慮した運行ダイヤ等を検討し、鉄道交通と一体なった公共交通ネットワークを確立することにより、総合的に公共交通の利便性を高め、利用を増進します。 【バス交通の利用の快適化、バリアフリー化】 ・ 路線バス・乗合タクシー等の路線が設定された道路については、歩道整備、停留所・ターミナル施設及びバスなどの車両のユニバーサルデザインの考え方に基づく機能拡充整備、改修・改装により、バス交通利用の快適化を図ります。
	(3) タクシー	①タクシーの利便性の向上	バス等の他の公共交通との共存、利用サービスの多様化に対応するため、UD タクシーの導入などの推進により利便性向上を促進します。	・ バス等の公共交通との共存、利用サービスの多様化		
	(4) 新たな公共交通施策	①新たな公共交通施策の導入推進	鉄道やバス等の公共交通の利便性が低い地域においては、地域特性や公共交通に対する利用者の需要動向などを考慮した上で、デマンドタクシーなどの柔軟な公共交通サービスの提供を推進します。 ICT 等を活用した公共交通の利用環境の向上のほか、MaaS や自動運転など、新技術を活用した新たな公共交通施策の導入を促進します。 過度に自動車に頼らずに移動するなど、市民の自発的な意識転換を促すモビリティ・マネジメントを推進します。	・ コミュニティバスやデマンドタクシー等の柔軟な公共公共交通サービスの提供 ・ 自動運転等の新交通・新技術の活用検討 ・ 公共交通の利用転換を促すモビリティ・マネジメント		【鉄道・路線バス等圏域外の生活交通手段の確保】 ・ 利用人口の分布や道路整備の状況などの制約から、定時定路線の公共交通の運行が困難な地域では、タクシーの利活用や公共公益施設の送迎バスの活用など、他の公共的な交通手段の確保と利用システムの確立に努めます。
3-2 道路交通体系の基本方針	(1) 高規格幹線道路	①上信越自動車道の維持管理とスマート IC の設置検討	高規格幹線道路である上信越自動車道の適正な維持管理を促進します。また、道路の利便性向上と地域生活・地域経済の活性化を推進するため、横川 SA におけるスマート IC の設置について検討します。	・ 上信越自動車道の適正な維持管理 ・ 上信越自動車道横川 SA におけるスマート IC 設置	上信越自動車道横川 SA (SIC)	－
	(2) 主要幹線道路	①国道 18 号の改良整備	本市を東西に貫き、県内外の広域の都市間を連絡する主要幹線道路である国道 18 号について、交通の円滑化、渋滞の解消、大量通過交通による地域環境への影響の軽減を図るため、拡幅整備、交差点改良等を促進します。	・ 国道 18 号や西毛広域幹線道路の計画的な整備・維持管理 ・ 国道 18 号バイパスの整備促進	国道 18 号西毛広域幹線道路(都市計画道路 3・6・10 南北中央幹線)	【国道 18 号の改良整備】 ・ 本市を東西に貫く広域交通軸である国道 18 号については、交通の円滑化、渋滞の解消、大量通過交通による地域環境への影響の軽減を図るため、拡幅整備、交差点改良等を促進します。
		②西毛広域幹線道路の整備	本市を南北に貫き、西毛広域都市圏の都市間を連絡する主要幹線道路である西毛広域幹線道路（都市計画道路 3・6・10 南北中央幹線）の整備を促進します。			【西毛広域幹線道路の整備】 ・ 西毛広域都市圏を南北に結ぶ西毛広域幹線道路（都市計画道路 3・6・10 南北中央幹線）の整備を促進し、富岡市や高崎市、前橋市などとの広域連携強化を図ります。
	(3) 幹線道路	①南北方向の幹線道路の整備と機能の拡充	地域軸を形成する南北方向の県道等の主要道路については、路線バスなどの公共交通の運行の円滑化、効率の向上や災害時の避難・救援の経路確保に配慮して、狭あい区間の拡幅や交差点改良など道路の拡充を促進します。	・ 都市計画道路等の幹線道路の整備と適正な維持管理	国道 18 号旧中山道碓氷川柳瀬川上信越自動車道松井田妙義インターチェンジ西毛広域幹線道路(都市計画道路 3・6・10 南北中央幹線)	【南北方向地域連絡幹線道路の整備】 ・ 市内各地域の集落地と東西方向に連なる国道 18 号沿道の市街地、ＪＲ信越本線の各駅周辺の拠点地区との間を河川や鉄道を越えて連絡する南北方向の県道等の主要道路については、地域連絡交通軸を形成する幹線道路として、路線バスなどの公共交通の運行の円滑化、効率の向上や災害時の避難・救援の経路確保に配慮して、狭あい区間の拡幅や交差点改良など道路の拡充を促進します。
		②東西方向の幹線道路の整備と機能の拡充	国道 18 号の交通混雑・渋滞の緩和と広域観光交流のルートである旧中山道への自動車交通負荷の軽減と地域産業交通の円滑化を図るため、3・5・3 下の尻茶屋町線や碓氷川右岸を東西に連絡する幹線道路の整備を促進します。			【碓氷川右岸市街地東西連絡幹線道路の整備】 ・ 国道 18 号の交通混雑・渋滞の緩和と広域観光交流のルートである旧中山道への自動車交通負荷を軽減し、地域産業交通の円滑化を図るため、碓氷川右岸を東西に連絡する地域連絡幹線道路の整備を促進します。
			柳瀬川右岸の丘陵上部の田園・集落エリアについては、産業振興ゾーンと上信越自動車道松井田妙義インターチェンジ、西毛広域幹線道路（都市計画道路 3・6・10 南北中央幹線）との間を連絡し産業交通の広域利便性を向上する東西方向の幹線道路の整備を推進します。			【柳瀬川右岸丘陵上部の東西方向産業拠点連絡幹線道路の整備】 ・ 柳瀬川右岸の丘陵上部の田園集落エリアについては、産業拠点と上信越自動車道松井田妙義インターチェンジ、西毛広域幹線道路（都市計画道路 3・6・10 南北中央幹線）との間を連絡し産業交通の広域利便性を向上する東西方向の地域連絡幹線道路の整備を推進します。
		③旧中山道の快適性・安全性の向上	板鼻宿、安中宿、安中原市の杉並木、松井田宿、碓氷関所跡、坂本宿と、沿道に歴史的街並みや歴史遺構、伝統的建造物が連なり、地域商店街が形成されている旧中山道については、広域観光交流のルート・交流空間であり、また、観光商業を担い地域の生活を支援する商業空間として、歩行空間の快適性・安全性向上に向けた整備の推進と、沿道の駐車場や広場の整備を促進します。			【旧中山道の地域生活幹線道路、広域観光交流空間としての再整備】 ・ 板鼻宿、安中宿、安中原市の杉並木、松井田宿、碓氷関所跡、坂本宿と、沿道に歴史的街並みや歴史遺構、伝統的建造物が連なり、地域商店街が形成されている旧中山道については、広域観光交流のルート・交流空間であり、また、観光商業を担い地域の生活を支援する商業空間として、歩行空間の快適性・安全性向上に向けた整備の推進と、沿道の駐車場や広場の整備を促進します。

分野別基本方針（案）

大項目	中項目	小項目	基本方針	【参考】ポイント、キーワード	地域資源等	【参考】現行計画における記載
	(4) 補助幹線道路	① 補助幹線道路の改良整備	各地域、地区に集散する交通を、幹線道路網に連絡する地区レベルの幹線道路を系統的に配置し、交通の円滑化と交通安全性を向上させる交差点改良、歩行空間の改修を進めます。特に、通学路をはじめ、鉄道駅や主要公共公益施設周辺の道路については、ユニバーサルデザイン化のほか、交通安全施設の整備や歩道のバリアフリー化、歩行空間の明瞭化などを推進します。	・都市計画道路等の補助幹線道路の整備と適正な維持管理		【補助（地区）幹線道路】 ・各地域、地区に集散する交通を、幹線道路網に連絡する地区レベルの幹線道路を系統的に配置し、交通の円滑化と交通安全性を向上させる交差点改良、歩行空間の改修を進めます。特に、通学路をはじめ、鉄道駅や主要公共公益施設周辺の道路については、交通安全施設の整備や歩道のバリアフリー化、歩行空間の明瞭化などを推進します。
	(5) 生活道路	② 主要生活道路の道路環境整備	各地域内、地区内の生活交通が集中する主要生活道路については、生活環境の向上、改善、市街地・集落地の防災性の向上のため、沿道の土地利用・建築と連動した道路環境整備を進めます。	・日常生活の利便性や災害時の安全性を向上させる生活道路の整備 ・狭あい道路の拡幅整備等		【主要生活道路】 ・その他、各地域内、地区内の生活交通が集中する主要生活道路については、生活環境の向上、改善、市街地・集落地の防災性の向上のため、沿道の土地利用・建築と連動した道路環境整備を進めます。
3-3 その他の交通施設の基本方針	(1) 駅前広場	① 駅前広場の維持及び整備	安中駅等における駅前広場の機能維持を図るとともに、安中駅～磯部駅間に設置予定の新駅における駅前広場の整備を検討します。	・安中駅等における駅前広場機能の維持 ・新駅設置に伴う新たな駅前広場の整備		
	(2) 自転車・歩行者空間	① 歩行者道及び自転車道の整備と維持管理、ネットワーク化	都市拠点、地域拠点及び生活拠点や、学校など主要な公共公益施設の周辺、広域観光交流ゾーン及び広域観光交流ルートの沿道については、歩道の重点的整備を図るとともに、ユニバーサルデザイン化や段差解消等のバリアフリー化を推進し、歩行空間の安全性・快適性の向上を図ります。 自然に親しめ、環境にやさしい交通手段である徒歩や自転車利用を促進するため、碓氷川・九十九川の沿岸道路や、広域観光交流のルートとなる幹線道路については、沿道の環境整備、景観の保全と併せて、自転車・歩行者道、自転車専用レーン、自転車専用道路の整備を進め、歩行・自転車交通のネットワーク化を図ります。	・自転車や歩行者に配慮した交通体系の構築 ・拠点間及び拠点内を安全・安心に移動できる自転車・歩行者空間の整備・維持管理 ・環境にやさしい交通手段としての意識啓発と利用促進 ・サイクル&ライド、サイクル&バスライド環境の整備	碓氷川 九十九川	【歩行者道・自転車道】 ・都市拠点地区、地域生活拠点地区や学校など主要な公共公益施設の周辺、広域観光交流ゾーン及び広域観光交流ルートの沿道については、歩道の重点的整備を図るとともに、段差解消等のバリアフリー化を推進し、歩行空間の安全性・快適性の向上を図ります。 ・自然に親しめ、環境にやさしい交通手段である徒歩や自転車利用を促進するため、碓氷川・九十九川の沿岸道路や、広域観光交流のルートとなる幹線道路については、沿道の環境整備、景観の保全と併せて、自転車・歩行者道、自転車専用レーン、自転車専用道路の整備を進め、歩行・自転車交通のネットワーク化を図ります。

4. 都市環境の基本方針

<基本的な考え方>

■都市環境の基本的な考え方	【参考】現行計画における記載
本市では、妙義山や、碓氷川や九十九川など、豊かな水・緑の自然資源の保全と有効活用を図り、自然環境と調和・共生した都市環境の維持と創出を図ります。 市民や地域住民の憩いの場・交流の場となる公園については、公園の機能・役割に応じた計画的な整備を図るとともに、適切な維持管理による施設の長寿命化を推進します。 また、安全・安心な生活環境の創出を図るため、空き家の発生予防や利活用等の対策、また環境施設の整備・充実を図ります。 市民・事業者・行政の協働によって、過度に自動車に依存しないで生活できる都市づくりに取り組むほか、豊かな自然環境の保全や公共施設等の緑化を図ることによって、二酸化炭素等温室効果ガスの削減を図り、地球にやさしい脱炭素の都市の形成を推進します。	【自然・農業環境の保全・活用の基本方針】 ・都市の貴重な財産である河川上流部や水源地の山林自然環境、河川沿岸や丘陵斜面の身近な自然環境、自然を管理活用する農業が営まれてきた農地の農業生産環境については、開発・都市的土地利用の制限と、農林業の生産活動の場、自然や農業を学習する場として活用し、土地・環境の管理を促進することにより、適切に保全します。 ●自然活用保全地や田園集落地の環境・土地利用の基本的保全 →山林・農地など自然的土地利用とその環境については、保全を基本とし、山林自然環境エリア、田園集落エリアにおける都市的土地利用については、周辺の自然環境・農業生産環境と調和するものに限定します。 ●市街地に隣接する碓氷川・九十九川の環境保全、身近な自然環境としての活用 →利根川上流水源地の河川環境・水環境を保全するとともに、市街地に隣接する身近な自然環境である碓氷川・九十九川の河川敷については、水に親しむことができる緑地、広場、歩行空間として活用します。 ●山林・農地の学習、交流の場としての活用と活用を通じた荒廃の防止 →山林・農地については、自然環境や農業生産を学ぶ場、市民や広域から訪れる人々が交流する場としての活用を図り、環境・土地利用の荒廃の防止を図ります。 【公園・緑地整備の基本方針】 ・地域の自然環境・歴史文化や空閑地を活かして、都市公園・広場・公共スポーツ施設・農村公園などその他の公共施設緑地との連携、役割分担を図ります。また、保全緑地の配置と併せて、緑の環境と公園利用のネットワークが形成されるよう公園・緑地の配置整備を推進します。 ・防災機能や観光交流機能などをあわせ持ち、多目的に利用できる公園・緑地の整備を進めるとともに、公園・緑地の整備・維持管理への市民参加を促進し、市民利用のニーズに沿った公園・緑地の更新整備、長寿命化を進めることで、利用の促進を図ります。 ●歴史文化や自然環境を保全、活用する特色ある公園・緑地・広場の整備 →地域の歴史遺構や良好な自然環境を保全し、歴史文化や自然を体験・学習する場、広域観光交流の場となる公園・緑地・広場の配置整備、施設機能更新を進めます。 →河川自然環境と親しみながら憩い、交流する場として、治水機能の維持管理と調整を図りつつ、広がりのある河川敷については、親水性のある公園・緑地・広場、スポーツ施設の整備、機能更新を促進します。 ●地域防災機能、観光交流機能等様々な機能を併せ持つ公園・緑地・広場の整備 →公園・緑地・広場の配置整備や既存の施設の機能更新にあたっては、地域における利用需要を確認しつつ、地域防災機能や観光交流機能などの機能をあわせ持ち、市街地の公共の空き地として様々な用途に利用することができるよう、機能・形態の整備・更新を進めます。 ●施設跡地等の低未利用地を活用する公園・緑地・広場の整備 →施設跡地や空き地などの市街地の低未利用地を活用して、多目的に利用できる広場や商店街のポケットパークなどの整備を検討します。 ●スポーツ施設などとのネットワークを考慮した公園施設の機能更新、長寿命化 →公園施設は、地域における利用需要、地域防災機能などの機能付加の必要性と、他のスポーツ施設、学校教育施設などとの連携、役割分担を考慮して、効果的で効率の良い機能への更新、長寿命化、適正な維持管理を図ります。 ●公園・緑地整備、管理への市民参加の促進 →市民が利用しやすく、多くの人に利用される公園・緑地とするために、整備の計画段階からの市民参加や維持管理活動への市民参加を促進します。 【都市公園の配置整備】 ・幹線道路整備など、他の市街地の整備事業と連携し、公共公益施設の統合再編による施設跡地などの低未利用地を活用します。 ・既存の公園・緑地やスポーツ施設と有効なネットワークが形成されるよう、既存公園・緑地の利用圏域外の区域における都市公園・緑地の配置整備を推進します。 【計画段階からの市民参加による利用需要に即した公園・緑地・広場の整備】 ・市民にとって使いやすい公園・緑地・広場が整備されるよう、計画段階からの市民参加を促進し、市民との協働により整備を行います。 【市民の参加による効率的で効果的な施設機能更新、維持管理】 ・利用者の立場から安全で使いやすい公園・緑地・広場であり続けるよう、施設機能更新、維持管理活動への市民参加を促進します。 【河川整備の基本方針】 ・河川の治水・利水機能を維持、増進する河川改修、河川管理を促進するとともに、地域の自然環境の骨格となる河川環境の保全と、親水空間としての活用を図ります。 ●治水対策としての河川改修、管理の促進 →大量降雨にともなう災害を防止するため、治水対策としての河川改修整備と河川施設の維持管理を促進します。 ●親水空間、オープンスペースとしての河川空間の整備、活用 →水と親しめる自然環境、空閑地として河川自然環境、河川敷の環境の保全と活用を図ります。 【下水道整備の基本方針】 ・公共下水道計画区域における下水道整備事業を推進し下水道加入による水洗化を促進して整備効果の向上を図ります。また、計画区域外において必要な汚水の集中処理の手法・計画を検討しつつ合併処理浄化槽の設置を支援して、地域の水環境の汚濁の防止と生活環境・衛生の向上を図ります。 ●公共下水道計画区域における公共下水道整備事業の推進、下水道加入の促進

分野別基本方針（案）

	→公共下水道計画区域については、逐次、事業認可区域を拡大して公共下水道整備事業を推進するとともに、下水道加入による水洗化を促進して事業効果を高めます。 ●汚水の集中処理が合理的である地域における集中処理施設計画の検討、策定 →公共下水道計画区域外の汚水集中処理が合理的である地域については、集中処理の手法を検討します。 ●合併処理浄化槽設置の促進 →合併処理浄化槽の設置を促進し、地域の河川などの水環境の汚濁を防止します。
	【上水道整備の基本方針】 ・「地域水道ビジョン」に沿って、都市の枢要なライフラインである上水道の水源の確保と水道施設の整備・更新を進め、水質の良い水道水の安定的な供給を図ります。 ●安定的な水供給に向けた水道施設の維持管理、長寿命化、耐震化 →安全な水の安定的供給を図るため水道施設の適正な維持管理、長寿命化、耐震化を推進します。 →震災時にも水を供給するライフラインを確保するため、浄水施設や配水管の耐震化を進めます。 ●新たな水需要へ対応する水源の確保、送配水施設の整備 →水需要の変化を的確に見通し、新たな水需要の量と配水先に対応しえる水源の確保、送配水施設の整備を進めます。
	【都市環境の管理・整備の基本方針】 ・「環境基本計画」に沿って、自然環境と共生・調和し、資源やエネルギーを大切に、健やかで快適に暮らすことのできるよう、都市環境の悪化を防止し、環境浄化、美化、緑化に努め、清らかできれいな都市環境を形成します。 ●宅地内や公共施設の緑化等の身近な緑の保全・創造 →宅地内と公共施設の緑化を促進し、公園・緑地・広場、保全緑地と合わせて、緑のネットワークを形成し、緑あふれ心やすらぐ都市環境を形成します。 ●自然と共生する施設整備、市街地整備の促進 →都市の基盤施設整備、市街地開発整備にあたって、地域の自然環境、生態系に配慮して自然と共生する形態、機能と工事手法による整備を促進します。 ●廃棄物の適正な収集処理による環境悪化の防止 →廃棄物処理施設の改良整備、管理による処理性能の維持と収集体制・ルールの周知、徹底により、適正な収集処理を行い、廃棄物による地域環境の汚染・悪化を防止します。 ●地域環境の管理体制の強化による環境悪化の防止 →市民参加を促進して地域の環境の監視・管理体制を強化し、ごみの不法投棄や空き地・空き家の放置などによる環境の悪化を防止します。 ●公共交通・自転車交通の利用促進による二酸化炭素排出量の抑制 →公共交通・自転車交通の利用を促進して、自動車交通からの発生する二酸化炭素の排出量を抑制します。

<基本方針>

大項目	中項目	小項目	基本方針	【参考】ポイント、キーワード	地域資源等	【参考】現行計画における記載
4-1 水・緑の環境整備とネットワーク化の基本方針	(1) 安中市の骨格をなす特徴的な自然環境・農業環境	①山林自然環境、河川水環境の保全	河川上流部の自然公園区域の山林、国有林・保安林については、自然公園法・森林法に基づき、開発・都市的土地利用を制限し、環境・土地利用を保全します。 碓氷川・九十九川・柳瀬川とその支流河川の水環境については、水源地の山林の保全管理による水源かん養、河川敷の維持管理、公共下水道整備や合併処理浄化槽の設置による汚水の流入抑制などにより、その環境、水質・水量の保全を図ります。	・安中市の骨格となる山林・森林の保全と維持管理	碓氷川 九十九川 柳瀬川 碓氷関所跡 坂本宿 碓部温泉街 碓氷川 群馬県野鳥の森 小根山森林公園 学習の森 観梅公園 天神山自然の森 後閑城址公園	【山林自然環境、河川水環境の保全】 ・河川上流部の自然公園区域の山林、国有林・保安林については、自然公園法・森林法に基づき、開発・都市的土地利用を制限し、環境・土地利用を保全します。 ・碓氷川・九十九川・柳瀬川とその支流河川の水環境については、水源地の山林の保全管理による水源かん養、河川敷の維持管理、公共下水道整備や合併処理浄化槽の設置による汚水の流入抑制などにより、その環境、水質・水量の保全を図ります。
		②広域観光交流拠点の良好で特色ある自然環境の保全、整序	広域観光交流ゾーンを形成する碓氷関所跡・坂本宿の歴史的街並みと鉄道文化遺産の背景となっている周辺の山林自然環境については、散策のルートや風景の眺望広場整備などに活用するとともに、山林の維持管理を促進して、良好で特色ある環境・景観の保全、整序を進めます。 碓部温泉街に隣接する碓氷川の河川敷や沿岸の斜面の緑地については、緑地保全地区などの地域制緑地、地区計画などにより、温泉街と一体となった風情ある景観、水に親しむことのできる環境の保全、整序を図ります。			【広域観光交流拠点の良好で特色ある自然環境の保全、整序】 ・広域観光交流ゾーンを形成する碓氷関所跡・坂本宿の歴史的街並みと鉄道文化遺産の背景となっている周辺の山林自然環境については、散策のルートや風景の眺望広場整備などに活用するとともに、山林の維持管理を促進して、良好で特色ある環境・景観の保全、整序を進めます。 ・碓部温泉街に隣接する碓氷川の河川敷や沿岸の斜面の緑地については、緑地保全地区などの地域制緑地、地区計画などにより、温泉街と一体となった風情ある景観、水に親しむことのできる環境の保全、整序を図ります。
		③自然環境や農業生産環境の体験・学習の場としての活用・整備	群馬県野鳥の森・小根山森林公園、学習の森、観梅公園、後閑城址公園などの地域の山林自然環境・農業生産環境と一体となった公園緑地施設については、アクセス道路の整備などにより、体験学習の場としての施設機能の拡充を図るとともに、学習の場を周辺の山林や農地へ広げて、その活用と土地の管理を促進します。			【自然環境や農業生産環境の体験・学習の場としての活用・整備】 ・群馬県野鳥の森・小根山森林公園、学習の森、観梅公園、天神山自然の森、後閑城址公園などの地域の山林自然環境・農業生産環境と一体となった公園緑地施設については、アクセス道路の整備などにより、体験学習の場としての施設機能の拡充を図るとともに、学習の場を周辺の山林や農地へ広げて、その活用と土地の管理を促進します。
		④市街地に介在する身近な自然環境の保全活用	市街地近傍にある一団の優良農地を含む田園集落地の緑豊かな環境・景観については、特定用途制限地域の指定などにより、保全を図ります。			【市街地に介在する身近な自然環境の保全活用】 ・市街地近傍にある一団の優良農地を含む田園集落地の緑豊かな環境・景観については、特定用途制限地域の指定などにより、保全を図ります。
						【自然環境や農業生産環境の体験・学習の場としての活用・整備】 ・観光農園、貸し農園などにより、都市住民と農業・農村との交流の場として農地の活用を図り、耕作放棄地化などによる農地の環境の荒廃を抑制します。

分野別基本方針（案）

大項目	中項目	小項目	基本方針	【参考】ポイント、キーワード	地域資源等	【参考】現行計画における記載
	（２）都市公園・緑地等	①生活に身近な公園・緑地	市街地周辺部において緑豊かで美しい景観を構成している河川河岸段丘の斜面の緑地、田園集落地の里山の緑地については、緑地保全地区などの地域制緑地の指定を検討し、その環境・景観の保全を図ります。 地域の公園・緑地の利用需要に即して、施設間の連携、役割分担と施設の老朽化を考慮しつつ、「西毛総合運動公園」「安中市スポーツセンター」「あんなかスマイルパーク」「坂本スポーツ広場」をはじめ、公園施設・スポーツ施設・遊具等の効果的な機能更新整備、施設長寿命化による効率的な施設維持管理を進めます。 地域の自然環境や歴史文化を体験・学習する拠点となっている「群馬県野鳥の森・小根山森林公園」「後閑城址公園」「学習の森」「築瀬二子塚古墳」については、その施設・環境・文化財を保全・維持管理するとともに、周辺自然環境の保全・活用の促進やアクセス道路の整備による機能の拡充を図り、利用を増進します。	・住区基幹公園の整備・維持管理 ・緑地等の整備・維持管理 ・あんなかスマイルパークの維持管理と、遊具等施設の更新 ・生活に身近な緑地空間や農地の保全	西毛総合運動公園 安中市スポーツセンター 坂本スポーツ広場 群馬県野鳥の森・小根山森林公園 後閑城址公園 天神山自然の森 学習の森 築瀬二子塚古墳	【市街地に介在する身近な自然環境の保全活用】 ・市街地周辺部において緑豊かで美しい景観を構成している河川河岸段丘の斜面の緑地、田園集落地の里山の緑地については、緑地保全地区などの地域制緑地の指定を検討し、その環境・景観の保全を図ります。 【公園施設・スポーツ施設の機能更新、長寿命化】 ・地域の公園・緑地の利用需要に即して、施設間の連携、役割分担と施設の老朽化を考慮しつつ、「西毛総合運動公園」「安中市スポーツセンター」「坂本スポーツ広場」をはじめ、公園施設・スポーツ施設の効果的な機能更新整備、施設長寿命化による効率的な施設維持管理を進めます。 【地域の自然や歴史文化を保存し、体験・学習できる公園緑地の整備】 ・地域の自然環境や歴史文化を体験・学習する拠点となっている「群馬県野鳥の森・小根山森林公園」「後閑城址公園」「天神山自然の森」「学習の森」「築瀬二子塚古墳」については、その施設・環境・文化財を保全・維持管理するとともに、周辺自然環境の保全・活用の促進やアクセス道路の整備による機能の拡充を図り、利用を増進します。
		②その他の公園・緑地	都市の基幹公園である西毛総合運動公園の維持管理と陸上競技場施設の更新を進めます。 公園・緑地・広場の整備、施設の機能更新にあたっては、災害時の避難場所としての機能を持つ整備を推進します。 指定避難場所や救援活動のためのヘリポート適地への距離が遠く、災害時の避難などの経路確保が困難な地域については、低未利用地の活用による防災機能を有する多目的な公園・緑地・広場の整備を検討します。 広域観光交流ゾーンの安中城址周辺、旧中山道沿道地区、磯部温泉周辺地区などについては、観光交流の場となり、また、都市居住に潤いをもたらすポケットパークや広場の整備を推進します。 碓氷関所跡、碓氷峠鉄道文化遺産などの遺構、歴史的街並み、妙義山の眺望などの豊富な観光交流資源を有する臼井・坂本地区の広域観光交流ゾーンについては、観光ルートに沿って、遺産・遺構、環境・景観を保全・展示し、広域観光客と地域の環境・コミュニティの交流の場となる公園・緑地・広場の配置整備を検討推進します。 地域の農業・農村環境を活用した広域観光拠点である「秋間梅林・観梅公園」については、その環境の維持管理の促進や周辺道路の拡充を図り、利用の快適化と利用増進を図ります。 市営霊園墓地及び「すみれヶ丘聖苑」の適正な維持管理に努めます。	・都市基幹公園の整備・維持管理 ・西毛総合運動公園の維持管理と、陸上競技場施設の更新 ・その他公園の整備・維持管理	旧中山道 磯部温泉 碓氷関所跡 碓氷峠鉄道文化遺産 妙義山 臼井・坂本地区 秋間梅林・観梅公園 市営霊園墓地 安中市斎場すみれヶ丘聖苑	【防災機能・観光交流機能を持つ公園・緑地・広場の整備】 ・公園・緑地・広場の整備、施設の機能更新にあたっては、災害時の避難場所や資機材の備蓄倉庫などの地域防災の機能を持つ整備を推進します。 ・指定避難場所や救援活動のためのヘリポート適地への距離が遠く、災害時の避難などの経路確保が困難な地域については、低未利用地の活用による防災機能を有する多目的な公園・緑地・広場の整備を検討します。 ・広域観光交流ゾーンの安中城址周辺、旧中山道沿道地区、磯部温泉周辺地区などについては、観光交流の場となり、また、都市居住に潤いをもたらすポケットパークや広場の整備を推進します。 【広域観光交流の拠点となる公園・緑地の整備】 ・碓氷関所跡、碓氷峠鉄道文化遺産などの遺構、歴史的街並み、妙義山の眺望などの豊富な観光交流資源を有する臼井・坂本地区の広域観光交流ゾーンについては、観光ルートに沿って、遺産・遺構、環境・景観を保全・展示し、広域観光客と地域の環境・コミュニティの交流の場となる公園・緑地・広場の配置整備を検討推進します。 ・地域の農業・農村環境を活用した広域観光拠点である「秋間梅林・観梅公園」については、その環境の維持管理の促進や周辺道路の拡充を図り、利用の快適化と利用増進を図ります。 【墓苑の整備】 ・市営霊園墓地については、自然環境と調和する適地への整備を検討します。また「すみれヶ丘聖苑」の適正な維持管理に努めます。
	（３）河川・水辺空間	①河川の改修整備による治水対策の推進	水源地の河川である碓氷川及びその支流河川については、治水対策としての河川改修整備と、治水機能を保つ維持管理を促進します。 市街地内の小河川や排水路の狭あい部の改修整備を推進し、大雨時における浸水災害を防止します。	・河川の改修・整備	碓氷川 九十九川	【治水河川改修整備】 ・利根川水系の上流部の碓氷川とその支流の河川については、水源地の河川であるとともに、重点的な水防、砂防を要する県管理の一級河川が大部分であり、治水対策としての河川改修整備と、治水機能を保つ維持管理を促進します。 【市街地内小河川・排水路の改修整備】 ・大量降雨時に異常出水する恐れのある市街地内の小河川・排水路の狭あい部の改修整備を推進し、市街地の浸水災害を防止します。
		②生活に身近な河川等の親水空間としての利活用	市街地に隣接する碓氷川・九十九川については、河川の排水・治水機能との調整を図りつつ、広場・歩行空間・自転車通行空間などの空間の創出を図るなど、生活に身近な親水空間としての活用を図ります。	・河川環境の保全と親水空間としての利活用		【市街地に介在する身近な自然環境の保全活用】 ・市街地に隣接する碓氷川・九十九川については、河川の排水・治水機能との調整を図りつつ、河川敷や堤防、管理用道路において広場・歩行空間・自転車通行空間などの整備を促進し、身近な親水空間としての活用を図ります。 【親水空間としての河川敷の整備、活用】 ・市街地に隣接する碓氷川・九十九川の中下流部にある一定の広がりを持つ河川敷については、河川治水機能との整合を図りつつ、親水性のある公園・緑地・広場の整備、沿岸管理用道路の歩行空間・自転車道の機能の付加整備を進めます。
	（４）水と緑のネットワーク	①生活に身近なうろのおいのある水・緑のネットワークの形成	生活に身近な河川や公園・緑地と点在する歴史・文化資源を取り込んだ、うろおいのある水と緑のネットワークの形成を推進します。	・公園、緑地、河川・水辺空間をネットワークする、歩行者・自転車ネットワークの形成と環境整備		
4-2 良好な住環境創出の基本方針	（１）空き家対策	①空き家の適正管理と利活用	空き家については、適正な管理が行われないことで防犯・防災上の危険性が増加し、周辺の生活環境への悪影響や資産価値の低下につながることから、空き家の発生予防・適正管理に取り組むとともに、民間団体などとの連携による空き家の利活用を促進します。	・空き家の発生予防、利活用促進		【空き地・空き家対策の検討・推進】 ・空き家については、「空き家対策」を検討し、対策措置を講じて空き地・空き家による環境悪化を防止します。
	（２）公営住宅の維持管理	①公営住宅の適正な維持管理・長寿命化	「安中市市営住宅等長寿命化計画」に基づき、住棟・住戸の適正な維持管理に努めるとともに、建替えを要する住棟・住戸については、生活利便性の高い拠点地区市街地への団地の集約再編、住棟・住戸の移転建替えを推進します。 用途廃止された団地や、移転建替えされた住宅地においては、地域の活性化や利便性を高める用地として活用を検討します。			【公営住宅整備】 ・「安中市市営住宅等長寿命化計画」に基づき、住棟・住戸の適正な維持管理に努めるとともに、建替えを要する住棟・住戸については、生活利便性の高い拠点地区市街地への団地の集約再編、住棟・住戸の移転建替えを推進します。 ・移転建替えにあたっては、高齢者をはじめ誰もが住みやすい住棟・住戸とするとともに、居住機能に加えて福祉機能、生活利便機能も備えた複合的な施設を想定し、土地の高度利用を視野に入れて整備計画を検討します。 ・用途廃止された団地、移転建替えされた住棟・住戸の敷地については、各地域の市街地整備に資する用地として活用を図ります。

分野別基本方針（案）

大項目	中項目	小項目	基本方針	【参考】ポイント、キーワード	地域資源等	【参考】現行計画における記載
	(3) 安全・快適・衛生的な住環境の創出	①都市緑化の推進	道路整備や公共公益施設の整備、改修等に合わせた緑化を推進するとともに、住宅や工場等の新たな宅地開発にあたっては、地区計画、建築協定、緑化協定の活用や「地域開発事業指導要綱」の運用等により、既存緑地の保全や緑化を促進します。	・ ゆとりとうるおいのある質の高い空間の形成 ・ 地区計画や建築協定などによる、きめ細かなルールづくり		【都市緑化の推進】 ・ 生け垣の奨励に関する補助制度や建築協定などのルールの適用により、宅地内の樹木・樹林の保全や緑化を促進します。 ・ 道路整備や公共公益施設の整備、改修に際して、敷地内の緑化を推進します。 ・ 工場用地など新たな宅地開発整備にあたって、「地域開発事業指導要綱」の運用、地区計画、建築協定、緑化協定などにより、宅地内の緑化を誘導します。
		②廃棄物処理施設の適正な維持管理	クリーンセンターのごみ処理施設・し尿処理施設については、適正処理のための性能水準を維持する改良整備、長寿命化、維持管理を推進します。		クリーンセンター	【廃棄物処理施設の改良整備、維持管理の推進】 ・ クリーンセンターのごみ処理施設・し尿処理施設については、適正処理のための性能水準を維持する改良整備、長寿命化、維持管理を推進します。
		③ごみ処理や都市美化の促進、廃棄物等の不法投棄対策	ゴミステーションの適正な配置を誘導するとともに、一般ごみの収集の体制・ルールを周知・徹底し、違法ごみの放置などによる環境悪化を防止します。 「道里親制度」など、市民参加により地域の道路や公園・緑地などの公共施設の管理、美化を行う制度の確立と適正な運用を図るとともに、地域の自治組織や各種団体を中心に、身近な環境の管理、美化・浄化を進めます。 空き地や耕作放棄地のパトロールの促進や、住宅地に近接する公害発生のおそれのある工場・事業所の土地利用の適正管理を促進し、廃棄物の不法投棄や公害発生を防止します。			【ごみ収集の体制・ルールの周知・徹底】 ・ 各地区のゴミステーションによる一般ごみの収集の体制・ルールを周知・徹底し、違法ごみの放置などによる環境悪化を防止します。 ・ 宅地の開発整備に際しては、「地域開発事業指導要綱」の運用などにより、ゴミステーションの適正な配置を誘導します。 【公共施設管理への市民参加の促進】 ・ 「道里親制度」など、市民参加により地域の道路や公園・緑地などの公共施設の管理、美化を行う制度の確立と適正な運用を図るとともに、地域の自治組織や各種団体を中心に、身近な環境の管理、美化・浄化を進めます。 【廃棄物の不法投棄や公害の要因となる空き地などの転換、適正管理の促進】 ・ 土地利用の規制誘導により、不法投棄の対象になるおそれの強い空き地や耕作放棄地、公害発生のおそれのある住宅地に近接する工場・事業所の土地利用の転換と適正管理を促進し、不法投棄や公害発生を防止します。
4-3 環境との調和・共生の基本方針	(1) 資源循環型社会の形成	①環境に配慮した資源循環型都市の形成	森林などの豊かな緑を適切に保全するとともに、太陽光やバイオマス等の新エネルギーの活用を促進します。 廃棄物の発生を抑制するとともに、廃棄物の再使用・再生利用を図る 3R (Reduce、Reuse、Recycle) の取組を促進します。 健康で快適な住まいの確保に寄与する住宅・建築物の省エネ性能等の向上を図るため、省エネルギー基準への適合を促進するとともに、ZEH の普及を支援します。 公共施設などにおいては、ESCO 事業の活用による省エネを進めるとともに、更新・改修時には再生・蓄エネルギー設備を導入した ZEB 化を推進します	・ グリーンインフラの取組 ・ 廃棄物の発生抑制・再使用・再利用（3R） ・ 太陽光やバイオマス等の新エネルギーの活用 ・ ESCO 事業の活用による省エネ、再生・蓄エネルギー設備の導入		【環境・生態系に配慮した機能・形態・工法による施設整備の促進】 ・ 道路などの都市基盤施設の整備、公共公益施設の整備、宅地開発や建築の誘導については、地域の水循環の維持、水源のかん養、水環境の維持に繋がる雨水浸透性のある施設整備、省エネルギー型・自然エネルギー活用型の施設整備、生態系に配慮した多自然型の施設整備など、自然と共生する形態、機能と工事手法による整備を促進します。
	(2) 脱炭素化の促進	①脱炭素型都市の形成	車中心から人中心の都市空間を創出するとともに、公共交通の脱炭素化及び利用促進により、脱炭素型都市の形成を促進します。	・ 公共交通・自転車・徒歩による移動、人中心の空間形成 ・ CN (Carbon Neutral) への取組		【公共交通・自転車交通の利便性向上による利用促進】 ・ 総合的な都市の交通体系の再構築、公共交通の利便性・快適性の向上による利用促進、自転車通行空間のネットワークの整備による自転車利用の促進により、自家用車の利用交通を抑制し、排出ガスの影響の軽減を図ります。
4-4 上下水道整備等の基本方針	(1) 上水道整備の方針	①浄水施設等の適正な維持管理	上水道水量の安定と水質の安全性を確保するため、浄水施設整備、老朽管の更新を含めた配水管網の長寿命化や更新など適正な維持管理を推進します。 震災時にも水を供給するライフラインを確保するため、浄水施設や配水管の耐震化を進めます。	・ 上水道の適切な維持管理		【浄水施設や配水管の整備、長寿命化、更新】 ・ 上水道水量の安定と水質の安全性を確保するため、浄水施設整備、老朽管の更新を含めた配水管網の長寿命化や更新など適正な維持管理を推進します。 【浄水施設や配水管の耐震化】 ・ 震災時にも水を供給するライフラインを確保するため、浄水施設や配水管の耐震化を進めます。
		②新たな水需要への対応	産業用地整備、企業立地などによる新たな水需要に対応して用水を供給し得るよう、水源の確保を図るとともに、必要に応じて送配水施設の整備・拡充を進めます。			【新規産業立地など新たな水需要に応える水源の確保、送配水施設の拡充】 ・ 産業用地整備、企業立地などによる新たな水需要に対応して用水を供給し得るよう、水源の確保を図るとともに、必要に応じて送配水施設の整備・拡充を進めます。
	(2) 下水道整備の方針	①公共下水道事業の推進	利根川上流流域関連公共下水道の事業認可区域における事業を推進するとともに下水道に対する市民の理解を深めて、整備事業済区域における下水道加入による水洗化を促進して、下水道整備事業の効果を高めます。また、布設された下水道管渠の老朽化などに対応する下水道施設の維持管理を推進します。	・ 下水道の整備・適切な維持管理		【公共下水道事業認可区域における事業の推進と下水道加入の促進】 ・ 利根川上流流域関連公共下水道の事業認可区域における事業を推進するとともに下水道に対する市民の理解を深めて、整備事業済区域における下水道加入による水洗化を促進して、下水道整備事業の効果を高めます。また、布設された下水道管渠の老朽化などに対応する下水道施設の維持管理を推進します。 【公共下水道計画区域における事業認可区域の拡大】 ・ 事業認可区域内の事業の進捗と計画区域外の汚水集中処理の手法・計画の検討策定状況を勘案しながら、公共下水道の事業認可区域を拡大し、事業の進展、下水道の普及を図ります。
		②多様な汚水処理方策の推進	公共下水道計画区域外においては、地域の実情を踏まえつつ、汚水集中処理や合併処理浄化槽の設置支援に取り組みます。	・ 合併処理浄化槽の設置支援		【地域ごとの汚水集中処理の手法・計画の検討、策定と事業化】 ・ 公共下水道計画区域外であるが建築物の建て込み、連担の状況から汚水の集中処理が合理的で相当であると「汚水処理計画」に位置づけられた地域については、地域の実情に応じた集中処理の事業手法を検討します。 【合併処理浄化槽の設置の促進】 ・ 公共下水道などの汚水集中処理の事業実施が確定していない地域については、合併処理浄化槽の設置を支援し、単独浄化槽やし尿汲み取り式からの転換を促進して、地域の河川などの水質汚濁を防止します。

5. 都市防災の基本方針

<基本的な考え方>

■都市防災の基本的な考え方	【参考】現行計画における記載
本市では、かけがえのない市民の生命と財産を守るため、防災と減災の観点から災害に強い都市づくりを進めます。そのため、地域防災計画との連携により都市の防災性を高めるとともに、国土強靱化地域計画との連携により、起きてはならない最悪の事態を想定した減災対策を進めます。 また、大規模自然災害により甚大な被害が発生した場合において、被災直後から早期に復興まちづくりを進められるよう、平時から被災後の復興まちづくりについて検討し、準備しておく「事前復興」の取組を推進します。	【都市防災の基本方針】 ・災害に備えて、施設・建築物の不燃化・耐震化を促進し、「地域防災計画」に沿った災害時の避難・救援活動の拠点と経路、ライフライン、地域の自主防災組織の身近な活動拠点が確保されるよう、施設整備と土地利用の誘導を進め、被害の拡大を防止します。 ●施設建築物・道路・ライフラインの耐震化、不燃化による災害拡大の防止 →施設建築物の耐震化・不燃化を促進し、震災被害の拡大を未然防止するとともに、災害時の避難・救援・消防活動の経路、ライフラインの耐震化により、災害時の必要な活動の円滑化を図ります。 ●指定避難場所等への防災機能の付加整備、自主防災組織の身近な防災拠点の確保 →災害時の避難・救援活動の経路・圏域を考慮した防災拠点の配置、位置づけと防災活動拠点としての機能の整備を推進します。 ●治山・治水対策による洪水災害、土砂災害の防止 →災害を未然に防止する治山・治水対策を推進します。

<基本方針>

大項目	中項目	小項目	基本方針	【参考】ポイント、キーワード	地域資源等	【参考】現行計画における記載
5-1 防災施設整備等の基本方針	(1) 地震に対する備え	①市街地やインフラ等の耐震化の促進	市街地の建築物の耐震化、不燃化を促進し、震災時の倒壊・延焼を防止します。 建築物の密度が高く、出火の危険性の高い施設が多い拠点市街地では、防火地域・準防火地域の指定を検討し、市街地の耐震・耐火性能の向上を図ります。 災害時に避難・救援の主な経路となる路線の道路・橋梁の耐震化、長寿命化と適正維持管理を推進し、ブロック塀の生け垣化などの沿道の敷地・建築物の構造・形態の誘導により、災害時の経路の確保を図ります。 上水道の浄水施設・配水管網などのライフラインの耐震化と消防水利の拡充整備により、災害救援や消火活動の円滑化を図ります。	・建築物の耐震化促進、危険なブロック塀等の撤去・かき柵の設置促進 ・上下水道等ライフラインの耐震化		【市街地建築物の耐震化、不燃化】 ・市街地の建築物の耐震化、不燃化を促進し、震災時の倒壊・延焼を防止します。 ・建築物の密度が高く、出火の危険性の高い施設が多い拠点市街地では、防火地域・準防火地域の指定を検討し、市街地の耐震・耐火性能の向上を図ります。 【道路・橋梁の耐震化】 ・災害時に避難・救援の主な経路となる路線の道路・橋梁の耐震化、長寿命化と適正維持管理を推進し、ブロック塀の生け垣化などの沿道の敷地・建築物の構造・形態の誘導により、災害時の経路の確保を図ります。 【ライフラインの耐震化、消防水利の拡充整備】 ・上水道の浄水施設・配水管網などのライフラインの耐震化と消防水利の拡充整備により、災害救援や消火活動の円滑化を図ります。
		②防災拠点の維持と機能拡充	地域防災計画で避難場所、ヘリポート適地と指定された公共公益施設、公園・緑地・広場については、防災機能の整備を進めるとともに、周辺の道路やライフラインの耐震化を重点的に推進します。 防災拠点や広域避難地等をつなぐ緊急輸送路については、災害時において、迅速かつ円滑な救命・救急・復旧活動ができるよう災害に強い道路空間の確保を図ります。	・緊急輸送路の整備・維持管理		【避難場所に指定された公園・緑地・広場などへの防災機能の付加、拡充】 ・「地域防災計画」で避難場所、ヘリポート適地と指定された公共公益施設、公園・緑地・広場については、防災資機材の備蓄倉庫や情報通信機器などの防災機能の整備を進めるとともに、周辺の道路やライフラインの耐震化を重点的に推進し、災害に備えます。
		③身近な避難場所の確保	指定避難場所や救援活動のためのヘリポート適地への距離が遠く、災害時の避難などの経路確保が困難な地域については、自主防災組織の活動計画に沿って、身近な地域の既存公共公益施設や低未利用地を活用して、一時的な避難場所となる防災機能を有する多目的な公園・緑地・広場の整備を検討します。			【地域の自主防災組織の単位に即した身近な避難場所の確保】 ・指定避難場所や救援活動のためのヘリポート適地への距離が遠く、災害時の避難などの経路確保が困難な地域については、自主防災組織の活動計画に沿って、身近な地域の既存公共公益施設や低未利用地を活用して、一時的な避難場所となる防災機能を有する多目的な公園・緑地・広場の整備を検討します。
	(2) 風水害・雪害に対する備え	①治山・治水対策の推進	土砂災害や地滑りなどを防止するための砂防・治山対策を推進します。 災害防止と環境保全を図るため、土砂等による盛土等に対して関係法令に基づく適正な指導を行います。	・土砂災害防止施設の整備と警戒避難体制の整備による、ハード・ソフトを組み合わせた総合的な対策 ・大規模盛土に対する行政指導		【治山・治水対策の推進】 ・山間部では、土砂災害や地滑りなどを防止する砂防・治山対策を推進します。
		②水害対策の推進	台風や集中豪雨などに起因する洪水被害や浸水被害の防止・軽減を図るため、特に浸水想定区域における河川改修を推進します。また、確水川及びその水系においては、幅広い関係者が流域全体で行う流域治水の取組を進めます。 急激な降雨による雨水の表層流出の防止を図るため、森林や農地の保全等に努めるとともに、防災・減災をはじめとした多様な機能を備えたグリーンインフラの活用や宅地における雨水浸透施設の整備を促進します。	・浸水想定区域における河川改修と維持管理、避難体制の整備 ・グリーンインフラの活用や宅地における雨水浸透施設の整備		【治山・治水対策の推進】 ・水害を防止するため、河川改修など総合的な治水対策を推進します。
		③雪害対策の推進	大雪時に安全な道路ネットワークを確保するため、関係機関や民間事業者と連携しながら、除雪体制の確保に努めていきます。 除雪機械の計画的な更新等により、雪に強い道路整備を推進し、冬期間の円滑な道路交通を確保します。			
		④避難場所と避難経路の確保	地域防災計画において避難場所、ヘリポート適地と指定された公共公益施設、公園・緑地・広場については、防災機能の整備を進めるとともに、周辺の道路やライフラインの耐震化を重点的に推進し、災害に備えます。 指定避難場所や救援活動のためのヘリポート適地への距離が遠く、災害時の避難などの経路確保が困難な地域については、自主防災組織の活動計画に沿って、身近な地域の既存公共公益施設や低未利用地を活用して、一時的な避難場所となる防災機能を有する多目的な公園・緑地・広場の整備を検討します。			【避難場所に指定された公園・緑地・広場などへの防災機能の付加、拡充】 ・「地域防災計画」で避難場所、ヘリポート適地と指定された公共公益施設、公園・緑地・広場については、防災資機材の備蓄倉庫や情報通信機器などの防災機能の整備を進めるとともに、周辺の道路やライフラインの耐震化を重点的に推進し、災害に備えます。 【地域の自主防災組織の単位に即した身近な避難場所の確保】 ・指定避難場所や救援活動のためのヘリポート適地への距離が遠く、災害時の避難などの経路確保が困難な地域については、自主防災組織の活動計画に沿って、身近な地域の既存公共公益施設や低未利用地を活用して、一時的な避難場所となる防災機能を有する多目的な公園・緑地・広場の整備を検討します。

分野別基本方針（案）

大項目	中項目	小項目	基本方針	【参考】ポイント、キーワード	地域資源等	【参考】現行計画における記載
	(3) 火災に対する備え	①市街地建築物の耐震化、不燃化	市街地の建築物の耐震化、不燃化を促進し、震災時の倒壊・延焼を防止します。 道路等都市基盤が不足し、木造住宅が密集して立地している住宅地などにおいては、火災による住宅地の延焼拡大を防止するため、地域の実情を勘案しながら、道路・公園等の都市基盤整備や防火地域・準防火地域の指定などにより、市街地の耐火性能の向上を図ります。	・ 建築物の不燃化や防火地域・準防火地域等の制度の活用		【市街地建築物の耐震化、不燃化】 ・ 市街地の建築物の耐震化、不燃化を促進し、震災時の倒壊・延焼を防止します。 ・ 建築物の密度が高く、出火の危険性の高い施設が多い拠点市街地では、防火地域・準防火地域の指定を検討し、市街地の耐震・耐火性能の向上を図ります。
		②ライフラインの耐震化、消防水利の拡充整備	上水道の浄水施設・配水管網などのライフラインの耐震化と消防水利の拡充整備により、災害救援や消火活動の円滑化を図ります。			【ライフラインの耐震化、消防水利の拡充整備】 ・ 上水道の浄水施設・配水管網などのライフラインの耐震化と消防水利の拡充整備により、災害救援や消火活動の円滑化を図ります。
5-2 減災・防災意識啓発に関する基本方針	(1) 減災・防災意識の啓発	①地域における防災意識の啓発と防災機能の拡充	平時から市民一人ひとりが災害に対する危機意識を持ち、災害直後から様々な活動が円滑・迅速に行えるよう、地域における自主防災組織を確立し、ハザードマップなどによる防災情報の共有と身近なコミュニティの圏域における避難・救援の活動計画を立案し、計画に沿った地域の防災機能の拡充を図ります。 工場等については、耐震性、緑地・オープンスペースの確保を促進するとともに、大規模災害に伴う生産停止などの影響の軽減を図るため、事業継続計画の策定などの取組を促進します。	・ 自主防災組織の取組継続と支援		【地域の自主防災組織の単位に即した身近な避難場所の確保】 ・ 地域における自主防災組織を確立し、ハザードマップなどによる防災情報を共有して、身近なコミュニティの圏域における避難・救援の活動計画を立案し、計画に沿った地域の防災機能の拡充を図ります。
	(2) 事前復興の取組	②事前復興等の取組推進	発生が予想される大規模災害に対して、事前復興の取組を通して市民・事業者・行政の危機認識の共有化と、まちの将来像の合意形成を図ることによって、防災まちづくりにつなげていきます。 防災訓練等の日常的な取組を通じて、在宅避難や分散避難などの多様な避難方法の周知を図るとともに、指定避難所におけるスペースの確保など、避難所の在り方について検討します。	・ 事前復興等の取組促進		

6. 都市景観の基本方針

<基本的な考え方>

■都市景観の基本的な考え方	【参考】現行計画における記載
妙義山をはじめとした自然景観、旧中山道沿道や旧碓氷峠鉄道施設などに残る歴史景観、秋間梅林を含めた農地・集落地景観など様々な特徴を持った景観を有する本市では、「安中市景観計画」に基づき、本市の魅力を最大限にアピールするとともに、市民生活の豊かさや、市民・観光客等による賑わいを演出するため、総合的な景観保全・景観形成の取組を推進します。 土地利用の区分に応じた景観保全・景観形成を図るとともに、景観重点区域の指定や、景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設の指定に向けた取組を継続的に進めます。	【都市景観形成の基本方針】 ・ 雄大な自然景観、歴史・文化の感じられる街並みを活かして、穏やかな暮らしといきいきした交流の背景となる個性と魅力のある美しい都市景観を形成します。 ●美しい自然景観・眺望と緑豊かな市街地景観の保全、形成 →美しい景観・眺望を日々眺めて暮らし、囲まれていきいきした交流が育まれるよう、市街地の整備や施設・建築物の形態の誘導を進めます。 ●地域の歴史・文化を表わす特色ある街並み景観の保全、形成 →広域観光交流の資源となり、地域の歴史・文化を感じ、学び、継承することができる旧中山道の宿場町の風情ある街並みの保全、形成を図ります。 ●幹線道路沿道の秩序ある沿道景観形成 →土地利用転換の動向が著しい広域幹線道路沿道では、沿道敷地の建築物の形態の誘導により、秩序ある沿道景観の形成を図ります。 【屋外広告物の制限】 ・ 良好な街並み景観、幹線道路沿道景観を実現するため、県屋外広告物条例の適切な運用を促進し、景観を阻害する屋外広告物を制限します。

<基本方針>

大項目	中項目	小項目	基本方針	【参考】ポイント、キーワード	地域資源等	【参考】現行計画における記載
6-1 街並み・沿道景観の基本方針	(1) 街並み景観の形成方針	① 住宅地	住宅地においては、周辺からの景観を損なわないよう調和のとれた景観まちづくりを進めます。 また、管理されていない空き家や、空き店舗は今後の活用方法を検討し、にぎわいと活気のある景観の創出を図ります。 住宅地内で増加している太陽光発電設備については周囲のまち並みに配慮したつくりとし、周辺住宅地への影響や圧迫感を低減します。			【住宅地の宅地内緑化の促進】 ・ 住宅地については、生け垣など敷地内の緑化と建築協定などによる建築の形態の誘導により、緑多い穏やかな景観の形成を図ります。
		② 商業地	商業地においては、沿道建築物の形態意匠を工夫し、周辺景観と一体的でにぎわいや風情・風格を感じる景観形成を進めます。 市役所周辺は、西毛広域幹線道路の開通に伴い、本市の中心拠点にふさわしい景観となるよう、風格ある一体的な景観形成を図ります。 碓氷川沿いに開けた磯部温泉では食堂や土産店などが軒を連ね、温泉街の情緒や雰囲気を楽しめる景観が広がっています。ここでは、温泉地という個性を活かした風情ある景観形成を検討します。			【「景観計画」に沿った計画的、重点的な景観形成】 ・ 「景観計画」を検討・策定し、「景観行政団体」として、必要に応じて、広域観光交流拠点や都市拠点に「景観重点地区」を設定し、交流の資源となる特色ある街並み景観の形成を図ります。
		③ 工業地	工業地では、建築物などの色彩や敷地内緑化など、すでに景観に配慮された工場については引き続きその取組を維持します。大規模工場では、周辺の景観に対する圧迫感や威圧感を軽減し、周辺景観との調和を図るための景観まちづくりを進めます。			【産業用地の緑化】 ・ 一団の産業用地については、緑化協定などによる工場緑化により、周辺環境・景観と調和した景観形成を促進します。
	(2) 沿道景観の形成方針	① 国道 18 号沿道	国道 18 号沿道については、住宅地地区や商業地地区などの景観形成方針に加えて、主要道路沿道として、それぞれの場所に合わせた周辺景観や眺望への配慮を行うための景観まちづくりを進めます。			
		② 上信越自動車道沿道	上信越自動車道沿道地区においては、農地・集落地地区や森林・山林地区などの景観形成方針に加えて、高速道路からの眺望や周辺景観への配慮を行うための景観まちづくりを進めます。			
		③ 西毛広域幹線道路沿道	西毛広域幹線道路は本市を南北方向に貫く広域交通軸として重要な景観資源であるため、沿道においては、商業地地区や農地・集落地地区などの景観形成方針に加えて、それぞれの地域に合わせた周辺景観や眺望への配慮を行う景観まちづくりを進めます。 安中市役所周辺においては、良好な景観整備について関係機関と調整しつつ、都市拠点にふさわしい風格ある沿道の景観まちづくりを進めます。			
		④ 旧中山道沿道	旧中山道は本市の重要な景観資源であり、その沿道では、商業地地区や農地・集落地地区などの景観形成方針に加えて、歴史的景観を継承する地区として趣のある建築物などを守りながら周辺景観や眺望への配慮を行う景観まちづくりを進めます。			
6-2 自然・歴史的景観の基本方針	(1) 農地・集落地における景観形成	－	農地・集落地地区では、営農環境維持や農業施設の維持・管理を通じて農地景観の形成を進めます。			
	(2) 森林・山林における景観形成	－	本市では、上毛三山の一つである妙義山をはじめ、碓氷峠や霧積山地、石尊山などの山に囲まれ、平地からの標高差も 1000m を超えるなど、変化に富んだ地形が形成されています。また、上信越高原国立公園と妙義荒船佐久高原国定公園の 2 つの自然公園を有し、自然豊かで特徴的な地形が織りなす景観が形成されています。 これらの眺望や、良好な森林景観を保全していくため、自然公園法などと併せて周辺景観の配慮を行うなどの景観まちづくりを検討していきます。			
	(3) 河川・水辺における景観形成	－	河川や湖などは自然豊かなオープンスペースの軸として重要な景観資源であり、環境美化や川沿いの緑地の保全に努め、美しい水辺景観を維持します。また、周囲の山並みなどへの良好な眺望景観の保全を図ります。			
6-3 眺望景観の基本方針	(1) 眺望点における景観形成	－	本市は、妙義山に加え河岸段丘による南北に高低差のある地形、その上に形成された農地や旧中山道周辺などの歴史ある市街地など、他の地域にはない特徴的な眺めを有しています。これら周辺景観を特に美しく観ることができる眺望点は、市の財産として将来に引き継ぎます。 眺望点の活用にあたっては、来訪者による混雑などの影響を考慮しながら、景観を楽しめる空間整備や、その魅力の活用・情報発信を検討します。		妙義山	【山並みの眺望の確保】 ・ 市民が誇る妙義山などの山並みの眺望、景観を保全するため、市街地において建物の高さを制限する「高度地区」など建築物の高さの規制誘導を検討推進します。 ・ また、市街地から眺望される斜面緑地への「地域制緑地」の指定を検討するとともに、山並みや河川を眺望できるポイントとなる公園・広場の配置整備を進めます。